

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年 9 月 8 日
【届出者の氏名又は名称】	株式会社ＯＥホールディングス
【届出者の住所又は所在地】	静岡県静岡市清水区三保387番地 7
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目 1 番 2 号 大手門タワー 西村あさひ法律事務所
【電話番号】	03-6250-6200（代表）
【事務連絡者氏名】	弁護士 石崎 泰哲／同 西原 彰美／同 玉虫 香里
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社ＯＥホールディングス （静岡県静岡市清水区三保387番地 7） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号）

（注 1） 本書中の「公開買付者」とは、株式会社ＯＥホールディングスをいいます。

（注 2） 本書中の「対象者」とは、株式会社アイ・テックをいいます。

（注 3） 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。

（注 4） 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。

（注 5） 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）をいいます。

（注 6） 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）をいいます。

（注 7） 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

（注 8） 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第 1 条第 1 項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

（注 9） 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

（注10） 本書記載の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）は、法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。

第1【公開買付要項】

1【対象者名】

株式会社アイ・テック

2【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

3【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

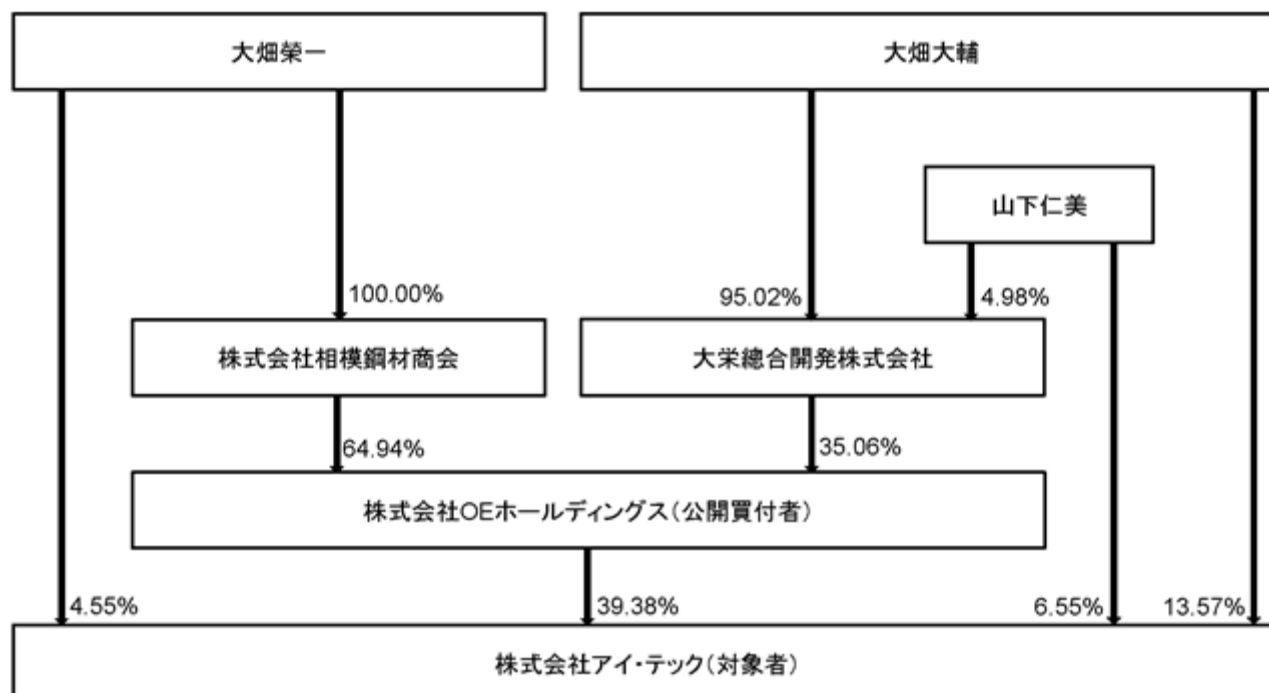
公開買付者は、2011年2月21日付で設立された株式会社であり、株式等の有価証券の保有を主たる事業内容としており、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）スタンダード市場に上場している対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を主として所有する資産管理会社です。公開買付者は、本書提出日現在、対象者株式3,076,984株（所有割合（注1）：39.31%）を所有する対象者の主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社となります。

本書提出日現在、対象者の代表取締役社長であり対象者の第2位株主（2022年3月31日時点）である大畑大輔氏（所有する対象者株式の数（対象者の取締役として割り当てられた譲渡制限付株式報酬として所有する譲渡制限付株式58,100株を含みます。なお、対象者は、2022年9月7日開催の対象者取締役会において、当該譲渡制限付株式に係る譲渡制限付株式報酬制度を廃止するとともに、役員報酬制度の見直しの一環として役員退職慰労金制度を導入することを決議しており、また、譲渡制限付株式報酬制度の廃止及び役員退職慰労金制度の導入を踏まえ、譲渡制限付株式報酬を保有する取締役との間の合意に基づき、本公開買付けが成立することを条件に、本公開買付けに係る決済の開始日をもって当該取締役が保有する譲渡制限付株式を無償取得することを決議したとのことです。公開買付者としては、当該役員退職慰労金制度は、公開買付者の意向にかかわらず対象者の判断によって、役員報酬制度の見直しの一環として、対象者の取締役及び監査役の在任期間中の功績に報いること等を目的として導入されたものであるとのことであり、公開買付価格の均一性規制（法第27条の2第3項）の趣旨に反するものではないと考えております。）：1,060,220株、所有割合：13.55%、以下「大畑大輔氏」といいます。）が公開買付者の代表取締役、対象者の代表取締役会長であり対象者の第7位株主（2022年3月31日時点）、かつ、大畑大輔氏の祖父及び養父である大畑榮一氏（所有する対象者株式の数：355,544株、所有割合：4.54%、以下「大畑榮一氏」といいます。）が公開買付者の取締役をそれぞれ務めております。公開買付者の株主は、株式会社相模鋼材商会（所有する公開買付者の株式数：402株、公開買付者の発行済株式総数に占める割合（小数点以下第三位を四捨五入。以下、公開買付者の発行済株式総数に占める割合の計算において同じとします。）：64.94%、以下「相模鋼材商会」といいます。）及び大栄総合開発株式会社（所有する公開買付者の株式数：217株、公開買付者の発行済株式総数に占める割合：35.06%、以下「大栄総合開発」といいます。）の2名で、相模鋼材商会の代表取締役は大畑大輔氏が、大栄総合開発の代表取締役は大畑榮一氏の娘であり対象者の第4位株主（2022年3月31日時点）である山下仁美氏（以下「山下仁美氏」といいます。）が務めております。

（注1）「所有割合」とは、対象者が2022年8月12日に提出した第64期第1四半期報告書（以下「対象者第1四半期報告書」といいます。）に記載された2022年6月30日現在の発行済株式総数（9,000,000株）から、対象者が2022年6月29日に提出した第63期有価証券報告書（以下「対象者有価証券報告書」といいます。）に記載された新株予約権（129個、以下「本新株予約権」といいます。）は2022年8月24日までに全て行使され、当該行使により2022年6月30日以降自己株式12,900株が処分されたとのことです（注2）、対象者が2022年8月10日に公表した「2023年3月期第1四半期決算短信（日本基準）（連結）」（以下「対象者第1四半期決算短信」といいます。）に記載された2022年6月30日現在の対象者が所有する自己株式数（1,185,726株）から12,900株を控除した株式数（1,172,826株、以下「調整後自己株式数」といいます。）を控除した株式数（7,827,174株）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入）をいいます。以下同じとします。

（注2）公開買付者は、対象者の2022年8月26日付履歴事項全部証明書によって、本新株予約権の行使により未行使の権利が残存していないこと、及び対象者の発行済株式総数（9,000,000株）に変更がないことを確認しております。

なお、公開買付者、相模鋼材商会、大栄総合開発の資本関係を図で表示すると以下のとおりとなります。なお、図中の割合は議決権割合となります（2022年3月31日時点、小数点以下第三位を四捨五入。）。



今般、公開買付者は、対象者株式（但し、対象者が所有する自己株式及び本不応募株式（以下に定義します。）を除きます。）の全てを取得し、対象者株式を非公開化することを目的とし、いわゆるマネジメント・バイアウト（MBO（注3））のための一連の取引（以下「本取引」といいます。なお、本公開買付け後の具体的な内容については下記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」をご参照ください。）の一環として、本公開買付けを実施することを2022年9月7日に決定いたしました。

（注3） 「マネジメント・バイアウト（MBO）」とは、一般に、買収対象会社の経営陣が、買収資金の全部又は一部を出資して、買収対象会社の事業の継続を前提として買収対象会社の株式を取得する取引をいいます。

本公開買付けの開始にあたり、公開買付者は、2022年9月6日付で、対象者の第3位株主（2022年3月31日時点）である原口桂氏（以下「原口桂氏」といいます。）との間で、原口桂氏が所有する対象者株式の全て（所有株式数：528,396株、所有割合：6.75%）を本公開買付けに応募すること、山下仁美氏との間で、山下仁美氏が所有する対象者株式の全て（所有株式数：512,144株、所有割合：6.54%）を本公開買付けに応募すること、をそれぞれ合意しております。また、公開買付者は、大畑大輔氏との間で、2022年9月6日付で、大畑大輔氏が所有する対象者株式の全て（1,060,220株（対象者の取締役として割り当てられた譲渡制限付株式報酬として所有する譲渡制限付株式58,100株を含みます。））、所有割合：13.55%、以下「本不応募株式」といいます。）については本公開買付けに応募しないことを口頭により合意しております。

なお、本書提出日現在、公開買付者と大畑栄一氏との間で、本取引に係る合意事項は存在せず、また、公開買付者から大畑栄一氏に対して、本公開買付けに応募することによる対価以外に供与される利益は存在しません。

公開買付者は、本公開買付けにおいて1,081,000株（所有割合：13.81%）を買付予定数の下限として設定しており、本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限（1,081,000株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。他方、上記のとおり、本公開買付けは、公開買付者が対象者株式（但し、対象者が所有する自己株式及び本不応募株式を除きます。）の全てを取得することを企図しておりますので、買付予定数の上限は設けておらず、応募株券等の総数が買付予定数の下限（1,081,000株）以上の場合は、応募株券等の全ての買付け等を行います。

なお、買付予定数の下限（1,081,000株）は、対象者第1四半期報告書に記載された2022年6月30日現在の発行済株式総数（9,000,000株）から調整後自己株式数（1,172,826株）を控除した株式数（7,827,174株）に係る議決権の数（78,271個）に3分の2を乗じた数（52,181個、小数点以下を切り上げ）から、本書提出日現在において公開買付者が所有する対象者株式数（3,076,984株）に係る議決権の数（30,769個）及び本不応募株式（1,060,220株）に係る議決権の数（10,602個）を控除し、対象者の単元株式数である100株を乗じた数としております。かかる買付予定数の下限を設定したのは、公開買付者は、本公開買付けにおいて、対象者株式（但し、対象者が所有する自己株式及び本不応募株式を除きます。）の全てを取得できなかった場合には、対象者に対し、対象者の株主を公開買付者と大畑大輔氏のみとするための一連の手続（以下「本スクイズアウト手続」といいます。）の実施を

要請する予定であるところ、本スクイズアウト手続として株式併合を実施する際には、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じとします。）第309条第2項に基づき、株主総会において総株主の総議決権数の3分の2以上の賛成による特別決議が必要とされていることから、本スクイズアウト手続の実施を確実に遂行すべく、本公開買付け成立後に公開買付者及び大畑大輔氏が対象者の総株主の総議決権数の3分の2以上を所有することとなるようにするためです。

公開買付者は、本公開買付けが成立したものの本公開買付けにより対象者株式（但し、対象者が所有する自己株式及び本不応募株式を除きます。）の全てを取得できなかった場合には、下記「（5）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、対象者の株主を公開買付者及び大畑大輔氏のみとするため、対象者に対し、本スクイズアウト手続の実施を要請する予定です。また、公開買付者は、本スクイズアウト手続の完了を条件として公開買付者を株式交換完全親会社、対象者を株式交換完全子会社とし、公開買付者の株式を対価とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を実施することを予定しておりますが、本書提出日現在においてその他の具体的な日程等の詳細については未定です。

公開買付者は、下記「8 買付け等に要する資金」の「（2）買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等」の「届出日以後に借入れを予定している資金」に記載のとおり、本公開買付けが成立した場合、株式会社静岡銀行（以下「静岡銀行」といいます。）及び株式会社三菱UFJ銀行（以下「三菱UFJ銀行」といいます。）から借入れ（以下「本銀行融資」といいます。）を受けることを予定しており、かかる資金をもって、本公開買付けの資金決済等に充当する予定です。なお、本銀行融資に係る融資条件の詳細は、静岡銀行及び三菱UFJ銀行と別途協議の上、本銀行融資に係る融資契約において定めることとされておりますが、本銀行融資に係る融資契約では、公開買付者が本取引により取得する対象者株式が担保に供されるほか、本スクイズアウト手続を通じて対象者の株主が公開買付者及び大畑大輔氏のみとなった後は、対象者の一定の資産等が担保に供される予定です。

対象者が2022年9月7日に公表した「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、2022年9月7日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのことです。

対象者取締役会の意思決定過程の詳細については、対象者プレスリリース及び下記「（2）本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」をご参照ください。

（2）本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

対象者は、1960年10月に静岡県清水市において鋼材の加工及び販売を目的に清水シャーリング株式会社として設立され、その後1989年12月に現在の社名である株式会社アイ・テックに商号変更いたしました。また、対象者は、1994年2月に社団法人日本証券業協会（以下「日本証券業協会」といいます。）に店頭登録銘柄として株式公開し、2004年12月には株式会社ジャスダック証券取引所（以下「ジャスダック証券取引所」といいます。）が創設されたことに伴い、日本証券業協会への株式店頭登録を取り消し、ジャスダック証券取引所に株式を上場したとのことです。その後、2010年4月に行われたジャスダック証券取引所と株式会社大阪証券取引所（以下「大阪証券取引所」といいます。）の合併に伴い大阪証券取引所（JASDAQ市場）に上場、2013年7月に行われた東京証券取引所と大阪証券取引所の統合に伴い東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）市場に上場を経て、現在は2022年4月に行われた東京証券取引所の市場区分見直しに伴い東京証券取引所スタンダード市場に上場しているとのことです。

本書提出日現在、対象者のグループは、対象者、連結子会社7社、非連結子会社4社、関連会社1社（以下、総称して「対象者グループ」といいます。）で構成されており、主に鋼材の販売・加工、鉄骨工事請負、機械販売業及びそれらに関連した運送等を行っているとのことです。

対象者グループは、「幅広い鉄鋼製品の販売及び加工を通じ、社会に貢献する。」という経営理念のもと、鉄鋼メーカーとエンドユーザーを結ぶ「商社」として建築用鋼材を中心にカバーするとともに、「メーカー」としても積極的に設備投資を行い、H形鋼（注1）やコラム（注2）、更に熟練した技術が必要とされる四面プレートボックス（注3）、ビルトH形鋼（注4）や床版の製造などの加工ラインシステムの充実に努め、多様化するゼネコンからの要請にも対応できるようにファブリケーター（注5）としての機能も保有することで、鋼材の供給から、加工、そして鉄骨工事までトータルサポートすることを目指して取り組んできたとのことです。

（注1）「H形鋼」とは、断面がローマ字の「H」の形をした重量鉄骨の一種であり、主に大型建築物の柱・梁材に使用されるとのことです。

- (注2) 「コラム」とは、円形や角形の断面をもつ筒型鋼材であり、主に鉄骨柱に使用されとのことです。
- (注3) 「四面プレートボックス」とは、正方形又は長方形の断面を4枚の厚板を溶接して作られるものであり、主に超高層建築等の柱部材に使用されとのことです。
- (注4) 「ビルトH形鋼」とは、鋼板を溶接し、板厚や板幅など自由に設定してつくるH形鋼とのことです。
- (注5) 「ファブリケーター」とは、鉄骨部材を製作、加工する業者とのことです。

しかしながら、対象者は、1960年10月の設立当初から1994年2月に日本証券業協会に店頭登録銘柄として株式公開する頃までは、建築用鋼材だけでなく製缶業向けや産業用機械向け等、幅広い鉄鋼製品を取り扱っておりましたが、1980年代後半から1990年代初頭にかけての国内の建築バブルを背景として、株式公開前後の時期には、H形鋼やコラムといった建築用鋼材を中心とした在庫構成へとシフトしたものの、現在に至っても「鉄の総合商社」としては取扱鋼種の少ない状態が続いており、多様化するお客様のニーズに対して必ずしも全てお応えできていない状況にあると考えているとのことです。また、対象者グループがおかれている事業環境は株式公開した当時の時代背景と比較すると大きく変化しており、2020年10月26日の菅元内閣総理大臣所信表明演説にて「2050年カーボンニュートラル(注6)、脱炭素社会の実現を目指す」方針が宣言されるなど脱炭素社会への動きが強まり、二酸化炭素(CO₂)の排出削減等に対する社会的要請もより強まることが見込まれているとのことです。今後、国内における鉄鋼建材の需要が徐々に減少していくと見込まれる中、対象者グループが事業環境変化に迅速に対応し、お客様と共に持続的に成長していくためには、建築用鋼材中心の収益構造から脱却して非鉄金属を含めた幅広い商材を取り扱うことだけでなく、メーカーとしての機能やファブリケーターとしての機能をより一層強化することで、鉄・鋼・金属が介在するあらゆる場面において幅広いお客様のニーズにあった商品・品質・サービスを提供することができる「鋼の総合プロデュース企業」へと抜本的に改革すること、地域に密着した営業展開を図ることのお客様の細かなニーズに対応することができる体制を構築すること、更には、カーボンニュートラルに向けた環境課題への対応を推進していくことが必要であると考えており、対象者グループにとっての今後の大きな課題として認識しているとのことです。

- (注6) 「カーボンニュートラル」とは、二酸化炭素(CO₂)をはじめとする温室効果ガスの「排出量」を削減するとともに、森林などによる「吸収量」を差し引くことで、温室効果ガスを実質的にゼロにする取り組みとのことです。

公開買付者は、このような課題を抱える対象者グループが今後も更なる成長を達成するために、以下の施策を実施することが必要であると考えております。

(A) 取扱鋼種・商品ラインナップの拡充を目的とした仕入先の拡大

建築用鋼材に求められる強度・サイズに対応できる高炉メーカーとの取引は継続して実施し、H形鋼やコラムといった建築用鋼材を引き続き対象者グループの主力商品としつつも、今後は産業用機械や建設用機械など製造業に関連するあらゆる用途にも対応できる鋼種・商品を揃えていくことを目指して、電炉メーカーや特殊鋼メーカーを含む幅広い仕入先との取引を拡大し、中・長期的な関係を構築していくことを想定しております。仕入先の拡大による付随的な効果として、仕入れコストの安定化や、カーボンニュートラルに向けた環境課題への対応強化に繋がると考えております。

(B) 販売エリアの拡大、地域のシェアアップを目指した出店拡大

本書提出日現在、対象者グループは東海・関東・北陸地区を中心に、東北地区の青森県から関西地区の大阪府にかけて1支社、21支店、9工場、3営業所を展開しております。2018年6月の福島県相馬支店・工場の開設により、東海・北陸地区から東北地区までの供給網が概ね整備されましたが、更なる物流の効率化、地域に根差したお客様ニーズの取込み、地域のシェアアップの観点から、既存進出地区における支店・工場網の強化・拡充に取り組むことや、国内における新規地区への出店による販売エリアの拡大を図ることを想定しております。上記「(A) 取扱鋼種・商品ラインナップの拡充を目的とした仕入先の拡大」に記載のとおり取扱鋼種・商品を拡充することに加えて、販売エリアを拡大することで、取扱う鋼材の「種類」と「量」の両面から、国内鉄鋼需要の減少の中でも対象者グループが持続的に成長できる体制の構築を考えております。

(C) メーカー・ファブリケーター事業の強化を目指した戦略的投資の拡大

鋼材の供給から、加工、そして鉄骨工事までトータルサポートを展開することを目指して「商社」「メーカー」「ファブリケーター」の3つの事業を展開しておりますが、お客様のニーズにあった高付加価値商品・製品の提供を実現するためには、メーカーとしての機能及びファブリケーターとしての機能の更なる強化が必要であると考えております。具体的には、上記「(B) 販売エリアの拡大、地域のシェアアップを目指した出店拡大」に記載の戦略的出店の一環として新規工場を開設し、これまで対象者グループが得意としてきた建築用鋼材に対応したSデッキ（注7）・フラットデッキ（注8）・C形鋼（注9）・中径角形鋼管（注10）の製造・加工ラインだけでなく、これまで取扱いのなかった建築用鋼材以外の幅広い鋼種・商品にも対応した製造・加工ラインを新規導入することで、自社メーカーとしての機能及びファブリケーターとしての機能の強化に取り組むほか、高い技術やニッチ分野の商材の製造・加工技術を有するメーカー企業及びファブリケーター企業を対象とするM&A等の戦略的投資により外部のノウハウやリソースを効率的に取り入れることで、対象者グループにおけるサービスの強化を考えております。

（注7） 「Sデッキ」とは、耐力や靱性に優れた施工性の良い床工法に適した平坦な鋼板であり、主に建物の構造材として使用されます。

（注8） 「フラットデッキ」とは、上面が平坦な鋼板であり、主に建物の床や屋根に使用されます。

（注9） 「C形鋼」とは、断面がローマ字の「C」の形をした鋼材の一種であり、主に小梁や間柱に使用されます。

（注10） 「中径角形鋼管」とは、断面が角形の鋼管であり、主に小規模な建築や仮設資材に使用されます。

一方で、上記の各施策を推進していくにあたっては、経営資源を集中的に投下する必要があり、多額の先行投資が発生することから、一時的に収益及びキャッシュ・フローが悪化する可能性は否定できず、短期的には対象者の業績や財務状況に大きな影響を与えるリスクがあり、対象者が上場を維持したまま各施策を実施した場合には、資本市場から十分な評価を得ることができず、対象者株式の株価が下落し、株式価値を毀損する可能性があると考えました。

また、公開買付者は、今般の東京証券取引所における市場区分の見直しに関し、新市場区分であるスタンダード市場の上場維持基準として、流通株式比率25.0%以上の基準が設けられている中、新市場への移行基準日である2021年6月30日現在における対象者の流通株式比率が21.3%であることを踏まえると、直ちに上場廃止となるわけではないものの、当該基準への抵触により、将来的に対象者の上場維持が困難となり、上場廃止に至るおそれがあり、本取引を行うことによって、対象者の一般株主の皆様に対象者株式の上場廃止に伴う不利益が生じることを回避しつつ、対象者株式の売却機会を提供することが、対象者の一般株主の皆様にとっての合理的な選択肢であると考えました。

また公開買付者としては、対象者は、1994年2月の日本証券業協会への店頭登録以来、知名度の向上による優れた人材の確保、社会的な信用の向上等、上場会社として様々なメリットを享受してまいりましたが、エクイティ・ファイナンスの活用による資金調達必要性は当面見込まれていないこと、金融機関との間で良好な関係を築けていること、更には、一定のブランド力やお取引先様に対する信用力は既に確保できていることから人材の採用の面から見ても不利益は見込まれず、対象者が上場を維持する必要性や上場を維持することにより享受できるメリットは相対的に低下している状況になっていると考えました。

更に、対象者において株式の上場を維持するために必要な人的・経済的コストは近年増加しており、今後も、かかるコストが対象者の経営上の更なる負担となる可能性も否定できないと認識しております。

そして、公開買付者は、対象者の株主に発生する可能性がある株価の下落による株式価値の毀損を回避しつつ、中・長期的な視点で対象者事業の抜本的な強化を推進し「第二の創業」にチャレンジすることができるという点で、対象者を非公開化することが対象者の企業価値向上のために最も有効な手段であると考えるに至りました。

以上を踏まえ、公開買付者は、2022年2月上旬から、対象者株式の非公開化について具体的な検討を開始しました。そして、公開買付者は、本取引に関して検討するにあたり、2022年5月上旬、ファイナンシャル・アドバイザーとしてS M B C日興証券株式会社、リーガル・アドバイザーとして西村あさひ法律事務所をそれぞれ選任いたしました。そして、公開買付者は、2022年5月11日、対象者に対して、本取引の実施に関する正式な意向表明書（以下「本意向表明書」といいます。）を提出いたしました。なお、当該意向表明書の内容については、大畑榮一氏にも説明し、本取引の実施について同意を得ております。

そして、公開買付者は2022年6月10日に対象者から、本取引の提案を検討するための特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）を設置し、本取引の実施に向けた協議・交渉に応じる旨の連絡を受けました。その後、公開買付者は、2022年6月13日から2022年7月20日まで対象者に対するデュー・ディリジェンスを実施しました。そして、公開買付者は、2022年7月27日、対象者に対し、本取引の諸条件等について更に具体的な検討を進め、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者の財務情報等及び対象者の株価の動向等を総合的に勘案し、対象者株式の本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）を1,840円、本新株予約権の本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本新株予約権買付価格」といいます。）を183,900円とする旨の初回の価格提案書を提出いたしました。なお、2022年7月27日時点から同年8月

24日までは本新株予約権が残存しており、本公開買付けは、公開買付者及びその特別関係者の本公開買付け後の株券等所有割合が3分の2を超えるため、法第27条の2第5項及び令第8条第5項第3号に規定する全部勧誘義務が生じることから、本新株予約権についても本公開買付けの買付け等の対象としておりました。そのため、公開買付者は、本新株予約権買付価格についても、本新株予約権は対象者の役員に対するストックオプションとして発行されたものであり、公開買付者が取得したとしても行使することはできないものの、本新株予約権は、いずれも本書提出日までの間に本新株予約権の所有者（以下「本新株予約権者」といいます。）において行使可能であることから、対象者に対して、その行使価額が本新株予約権1個当たり1円であることを踏まえ、本新株予約権買付価格を本公開買付価格から本新株予約権の行使価額である1円を控除し100を乗じた金額を提案いたしました。

その後、公開買付者は、2022年7月28日、対象者より、提案された本公開買付価格は対象者の一般株主の皆様が享受すべき利益が確保された価格水準とはいえない低いものであることから、本公開買付価格の増額の要請を口頭で受けたため、かかる要請を受けて検討の上、2022年8月3日、従前の検討要素に加えて、その後の対象者株式の株価の動向、対象者からの上記要請を総合的に勘案して、本公開買付価格を対象者株式の上場来最高値（2005年12月28日の取引時間中の最高値）である2,050円、本新株予約権買付価格をそれぞれ204,900円とする旨の価格提案書を提出いたしました。

その後、公開買付者は、2022年8月4日、本特別委員会より、対象者の第三者算定機関であるみずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます。）による対象者株式の株式価値の試算結果を踏まえて、総合的に検討した結果、提案された本公開買付価格は依然として対象者の一般株主の皆様への期待に応えられる水準ではないとして、一般株主の利益保護の観点から、本公開買付価格の増額の要請を書面にて受けたため、かかる要請を受けて検討の上、2022年8月10日、従前の検討要素に加えて、その後の対象者株式の株価の動向、2019年6月28日以降2022年7月29日までに公表され、公開買付けが成立している33件のマネジメント・バイアウト（MBO）事例における平均的なプレミアム水準（約40%から約49%）、本特別委員会からの上記要請を総合的に勘案して、本公開買付価格を2,250円、本新株予約権買付価格をそれぞれ224,900円とする旨の価格提案書を提出いたしました。

その後、公開買付者は、2022年8月12日、本特別委員会より、対象者の第三者算定機関であるみずほ証券による対象者株式の株式価値の試算結果を踏まえて、総合的に検討した結果、提案された本公開買付価格は依然として対象者の一般株主の皆様への期待に応えられる水準ではないとして、一般株主の利益保護の観点から、本公開買付価格の増額の要請を書面にて受けたため、かかる要請を受けて検討の上、2022年8月16日、その後の対象者株式の株価の動向、本特別委員会からの上記要請を総合的に勘案して、本公開買付価格を2,350円、本新株予約権買付価格をそれぞれ234,900円とする旨の価格提案書を提出いたしました。

その後、公開買付者は、2022年8月18日、本特別委員会より、対象者の第三者算定機関であるみずほ証券による対象者株式の株式価値の試算結果を踏まえて、総合的に検討した結果、提案された本公開買付価格は依然として対象者の一般株主の皆様への期待に応えられる水準ではないとして、一般株主の利益保護の観点から、本公開買付価格の増額の要請を書面にて受けました。

その後、公開買付者は、2022年8月24日、対象者より、対象者有価証券報告書に記載された新株予約権はいずれも2022年8月24日までに全て行使されたとの連絡を受け、その後、2022年8月29日、対象者の2022年8月26日付履歴事項全部証明書によって、かかる新株予約権の行使により未行使の権利が残存していないことを確認したため、本公開買付けの買付け等の対象から本新株予約権を除外いたしました。

その後、公開買付者は、2022年8月29日、2022年8月18日の本特別委員会からの要請を検討の上、その後の対象者株式の株価の動向、本特別委員会からの上記要請を総合的に勘案して、本公開買付価格を2,500円とする旨の価格提案書を提出いたしました。

その後、公開買付者は、2022年8月30日、本特別委員会より、対象者の第三者算定機関であるみずほ証券による対象者株式の株式価値の試算結果を踏まえて、総合的に検討した結果、提案された本公開買付価格は依然として対象者の一般株主の皆様への期待に応えられる水準ではないとして、一般株主の利益保護の観点から、本公開買付価格の増額の要請を書面にて受けたため、かかる要請を受けて検討の上、2022年9月2日、その後の対象者株式の株価の動向、本特別委員会からの上記要請を総合的に勘案して、本公開買付価格を2,700円とする旨の最終の価格提案書を提出いたしました。

これに対し、公開買付者は、2022年9月6日、対象者より、本特別委員会の意見及び対象者の第三者算定機関であるみずほ証券から取得した株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」といいます。）の内容を踏まえて、総合的に検討した結果、本公開買付価格である2,700円及び本公開買付けに係るその他の諸条件は、下記「対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の(a)乃至(f)に記載の理由から、対象者の一般株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、一般株主の皆様に対して、合理的な対象者株式の売却の機会を提供するものであると判断したことから、当該提案を応諾し、本公開買付価格を2,700円とする旨の回答を口頭にて受けました。

以上の協議及び交渉を経て、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者の財務情報等及び対象者の株価の動向、2019年6月28日以降2022年7月29日までに公表され、公開買付けが成立している33件のマネジメント・バイアウト（MBO）事例における平均的なプレミアム水準（約40%から約49%）を参考としつつ、対象者との協議及び交渉の結果、対象者取締役会による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けへの応募の見

通し等を総合的に勘案して、公開買付者は、2022年9月7日、本公開買付価格を2,700円とし、本取引の一環として本公開買付けを開始することを決定いたしました。

対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

対象者プレスリリースによれば、対象者は、上記「公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、公開買付者より、2022年5月11日に、対象者のマネジメント・パイアウト(MBO)の実施に向けた検討・協議を開始したい旨の打診を受けたとのことです。その後、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」に記載のとおり、2022年5月下旬に、本取引に関して検討するにあたり、本公開買付価格の公正性その他本公開買付けを含む本取引の公正性を担保すべく、対象者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてみずほ証券を、リーガル・アドバイザーとしてモリソン・フォースター法律事務所をそれぞれ選任したとのことです。更に、対象者は、対象者において本取引の是非につき審議及び決議するに先立ち、本取引に係る対象者の意思決定に慎重を期し、対象者取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保することを目的として、2022年6月10日付で、本特別委員会(本特別委員会の構成及び具体的な活動等については、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「対象者における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」をご参照ください。)を設置し、本取引を検討するための体制を構築したとのことです。

上記の体制の下、対象者は、本取引の目的、本取引後の経営方針、本公開買付価格を含む本取引の諸条件について、みずほ証券及びモリソン・フォースター法律事務所の助言を受けながら、上記「公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、公開買付者との間で複数回にわたる協議・検討を重ね、また、本特別委員会自ら公開買付者との間で交渉を行ったとのことです。

具体的には、2022年7月27日に公開買付者から本公開買付価格を1,840円、本新株予約権買付価格をそれぞれ183,900円とする提案を受領したものの、提案された本公開買付価格は対象者の一般株主の皆様が享受すべき利益が確保された価格水準とはいえない低いものであるとして、公開買付者に対して口頭で本公開買付価格の増額を要請したとのことです。その後、2022年8月3日に、公開買付者から、本公開買付価格を2,050円、本新株予約権買付価格をそれぞれ204,900円とする旨の再提案を受けましたが、同月4日、本特別委員会は、対象者の第三者算定機関であるみずほ証券による対象者株式の株式価値の試算結果を踏まえて総合的に検討した結果、提案された本公開買付価格は依然として対象者の一般株主の皆様の期待に応えられる水準ではないとして、一般株主の利益保護の観点から、書面にて本公開買付価格の増額を要請したとのことです。かかる要請を踏まえ、同月10日に、公開買付者から、本公開買付価格を2,250円、本新株予約権買付価格をそれぞれ224,900円とする旨の再提案を受けましたが、同月12日、本特別委員会は、提案された本公開買付価格は依然として対象者の一般株主の皆様の期待に応えられる水準ではないとして、一般株主の利益保護の観点から、書面にて本公開買付価格の増額を要請したとのことです。その後も、同月16日に、公開買付者から、本公開買付価格を2,350円、本新株予約権買付価格をそれぞれ234,900円とする旨の再提案を受けましたが、同月18日、本特別委員会は提案された本公開買付価格は依然として対象者の一般株主の皆様の期待に応えられる水準ではないとして、一般株主の利益保護の観点から、書面にて再検討の要請を行ったとのことです。その結果、対象者は、2022年9月2日に、公開買付者から、本公開買付価格を1株当たり2,700円とする最終提案を受けたとのことです。対象者は、当該最終提案について、その妥当性を本特別委員会に確認するほか、2022年9月6日付でみずほ証券から取得した本株式価値算定書の内容も踏まえて慎重に検討を行いました。その結果、本公開買付価格である2,700円及び本公開買付けに係るその他の諸条件は、下記(a)乃至(f)に記載の理由から、対象者の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、株主の皆様に対して、合理的な対象者株式の売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。このように、対象者は、公開買付者との間で、継続的に買付け等の価格の交渉を行ってきたとのことです。

また、対象者は、リーガル・アドバイザーであるモリソン・フォースター法律事務所から、本取引に関する諸手続を含む対象者取締役会の意思決定の方法及び過程その他の留意点について、必要な法的助言を受けるとともに、2022年9月2日の公開買付者からの最終提案を受け、本特別委員会から2022年9月6日付で答申書(以下「本答申書」といいます。)の提出を受けたとのことです(本答申書の概要及び本特別委員会の具体的な活動内容等については、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「対象者における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」をご参照ください。)

その上で、対象者は、2022年9月7日開催の取締役会において、リーガル・アドバイザーであるモリソン・フォースター法律事務所から受けた法的助言及び第三者算定機関であるみずほ証券から2022年9月6日付で取得した本株式価値算定書の内容を踏まえつつ、本特別委員会から提出された本答申書の内容を最大限に尊重しながら、本取引により対象者の企業価値の向上を図ることができるか、本取引における本公開買付価格を含む本取引の諸条件は妥当なものか等の観点から慎重に協議・検討を行ったとのこととです。

対象者グループが属する鉄鋼流通加工業界において、オリンピック関連投資と首都圏の再開発案件の端境期となり鋼材の荷動きは低迷しておりますが、鋼材市況はいずれの品種においても過去の最高値付近まで上昇しているとのこととです。一方、鉄鋼石・石炭等の資源価格やスクラップ価格は上昇しており、それらの影響や脱炭素に向けたコストアップを受け国内大手鉄鋼メーカーは更なる製品価格の値上げを表明する等、昨年末以降の新型コロナウイルス感染症の再拡大とそれに伴う社会経済活動の抑制、ウクライナ争乱による世界情勢の変化、それに続く原油価格の高騰、物価の上昇、円安の進行等により、民間設備投資の本格的な回復がほど遠い中、鋼材をはじめとする各種建設資材の高騰が、今後の設備投資意欲の減退に繋がる懸念されているとのこととです。このような状況から、鋼材市況はメーカー、鋼材流通及び最終需要家の間で、神経質な値動きとなり、予断を許さない状況が続くものと予想されるとのこととです。また、上記「公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、中長期的には、脱炭素社会への動きが強まり、二酸化炭素(CO2)の排出削減等に対する社会的要請がより強まり、国内における鉄鋼建材の需要が徐々に減少していくものと見込まれているとのこととです。そうした状況下において、鉄鋼流通加工業界では中小規模の事業者を対象とした業界再編の動きが加速しており、今後も再編活動は継続するものと考えているとのこととです。

その中で、対象者グループは、鋼材市況に左右されない収益基盤の構築のため、自社での製造販売に注力しており、Sデッキ、フラットデッキ、C型鋼、中径角形鋼管の拡販を進めると共に、新たな製品開発への取組みを図り、また、鉄鋼流通業においては、従来からの建設業向けのほか、土木業や製造業など幅広く各地域に根ざした営業を展開し、更なる販売エリアの拡大と地域シェアアップに向けて、加工設備の新規導入・リニューアルや事業拠点の整備を進める等の施策に取り組んでおりましたが、上記のような事業環境下において、中長期的な観点で鉄鋼流通加工業界から淘汰されずに対象者グループの企業価値最大化を図るためには、抜本的かつ機動的な意思決定を柔軟かつ迅速に実践できる経営体制を構築することが必要であるとの認識に至ったとのこととです。

具体的には、上記「公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、(A)取扱鋼種・商品ラインナップの拡充を目的とした仕入先の拡大による多様化する顧客ニーズへの対応、(B)販売エリアの拡大、地域のシェアアップを目指した出店拡大による新たな顧客獲得、(C)メーカー・ファブリケーター事業の強化を目指した戦略的投資の拡大を通じた対象者グループのサービス強化及び人材・ノウハウ獲得等の抜本的な事業改革を実行する必要があると考えているとのこととです。

しかしながら、対象者グループが上場を維持したまま上記の各施策を実行する場合、多額の先行投資が必要となり、一時的に対象者グループの利益水準が減少することが予測されるとともに、短期的な業績の変動は資本市場から必ずしも十分な評価を得ることができず、その結果、対象者株式の株価の下落を招き、対象者の株主の皆様に対して悪影響を与える可能性があるものと考えているに至ったとのこととです。

加えて、対象者においては、通常の事業活動を行うために必要な資金は現時点において確保できていること、昨今の間接金融における低金利環境においては、当面は対象者グループにおけるエクイティ・ファイナンスの活用による大規模な資金調達必要性は高くないこと、及び対象者グループのブランド力や社会的な信用も事業活動を通じて維持・獲得される部分がより大きくなっていることから、非公開化によるデメリットは限定的と考えられているとのこととです。

以上を踏まえ、対象者としても、対象者の株主の皆様が発生する可能性がある悪影響を回避しつつ、抜本的かつ機動的な意思決定を柔軟かつ迅速に実践できる経営体制を構築し、中長期的な視点から対象者グループの企業価値の更なる向上を図るためには、本取引により対象者株式を非公開化することが有効な手段であると考えているに至ったとのこととです。そして、上記の各施策を効率的に実施するためには、対象者の事業及び経営環境を熟知している対象者の代表取締役社長である大畑大輔氏が代表取締役を兼務する公開買付者によって対象者を非公開化し、対象者の所有と経営を一致させ、大畑大輔氏がその経営を担うことは、上記の各施策の実効性を高める観点から有用であると判断したとのこととです。

また、対象者は、今般の東京証券取引所における市場区分の見直しに関し、新市場区分であるスタンダード市場の上場維持基準として、流通株式比率25.0%以上の基準が設けられている中、新市場への移行基準日である2021年6月30日現在における対象者の流通株式比率が21.3%であることを踏まえると、直ちに上場廃止となるわけではないものの、当該基準への抵触により、将来的に対象者の上場維持が困難となり、上場廃止に至るおそれがあり、本取引を行うことによって、対象者の一般株主の皆様に対象者株式の上場廃止に伴う不利益が生じることを回避しつつ、対象者株式の売却機会を提供することが、対象者の一般株主の皆様にとっての合理的な選択肢であると考えているとのこととです。そのため、対象者は、本日開催の取締役会において、2021年12月27日に東京証券取引所に提出した「新市場区分の上場維持基準の適合に向けた計画書」を撤回することを決議しているとのこととです。

また、(a)本公開買付価格(2,700円)は、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2)買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載されているみずほ証券による本株式価値算定書における算定結果のうち、市場株価基準法及び類似企業比較法に基づく算定結果のレンジの上限を上回っており、またディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)に基づく算定結果のレンジの範囲内であること、(b)本公開買付価格は、本公開買付けの公表日の前営業日である2022年9月6日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値1,618円に対して66.87%(小数点以下第三位を四捨五入。以下、プレミアム率の計算において同じとします。)、2022年9月6日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値1,590円(円未満を四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同じとします。)に対して69.81%、同過去3ヶ月間の終値の単純平均値1,531円に対して76.36%、同過去6ヶ月間の終値の単純平均値1,525円に対して77.05%のプレミアムをそれぞれ加えた金額であり、これらの各プレミアムは、経済産業省が「公正なM&Aの在り方に関する指針」を公表した2019年6月28日以降から2022年7月末までに公表され、公開買付けが成立している34件のマネジメント・バイアウト(MBO)事例におけるプレミアム水準(公表日の前営業日の終値に対して43.94%、公表日の前営業日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値に対して46.21%、同過去3ヶ月間の終値の単純平均値に対して50.78%、及び同過去6ヶ月間の終値の単純平均値に対して50.35%)を上回っていることから、合理的なプレミアムが付されていると考えられること、(c)下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2)買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」に記載の利益相反を解消するための措置が採られており、少数株主の利益への配慮がなされていると認められること、(d)本公開買付価格が、上記利益相反を解消するための措置が採られた上で、対象者と公開買付者との間で独立当事者間の取引における協議・交渉と同等の協議・交渉が複数回行われた上で決定されていること、(e)本公開買付価格の決定にあたっては、本特別委員会が、対象者から公開買付者との本取引に係る協議及び交渉の経緯並びに内容等について適時に報告を受け、本特別委員会を開催して公開買付者との協議及び交渉の方針等を協議した上で、公開買付者との協議及び交渉の重要な局面で意見を述べ、対象者が本特別委員会の意見、指示及び要請を最大限尊重して公開買付者と協議及び交渉を行い、また、本特別委員会自ら公開買付者と交渉を行った上で決定していること、(f)本特別委員会から取得した本答申書においても、本取引は対象者少数株主にとって不利益なものではないと判断されていること等を踏まえ、対象者取締役会は、本公開買付価格並びに本公開買付けに係るその他の諸条件は対象者の株主にとって妥当であり、本公開買付けは、株主の皆様に対して、合理的な対象者株式の売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。なお、本公開買付価格は、対象者の2022年6月30日現在の簿価純資産額から算出した1株当たり純資産額を下回っておりますが、実質の純資産額を具体的に算出しているわけではないものの、資産売却等の困難性や清算に伴う相当な追加コストの発生等を考慮すると、仮に対象者が清算する場合にも、簿価純資産額がそのまま換価されるわけではなく、相当程度棄損することが見込まれるとのことです。また、純資産額は、会社の清算価値を示すものであり、将来の収益性を反映するものではないため、継続企業である対象者の企業価値の算定において重視することは合理的ではないと考えたとのことです。

以上より、対象者は、2022年9月7日開催の取締役会において、本公開買付への賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。

対象者の取締役会の決議の詳細については、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2)買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

本公開買付け後の経営方針

本取引は、いわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）に該当し、大畑榮一氏及び大畑大輔氏は、本公開買付け終了後も継続して対象者の経営にあたることを予定しており、上記「公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載の経営施策を推進する予定です。なお、本取引後も対象者の現在の経営体制を維持することを基本方針としておりますが、公開買付者と対象者のその他の取締役との間では、本取引後の役員就任及び報酬について何らの合意も行っており、本取引後の対象者の役員構成を含む経営体制の詳細については、本取引後、対象者と協議しながら決定していく予定です。

(3) 本公開買付けに関する重要な合意

上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、2022年9月6日付で、公開買付者は、原口桂氏との間で、原口桂氏が所有する対象者株式の全て（所有株式数：528,396株、所有割合：6.75%）を本公開買付けに応募すること、山下仁美氏との間で、山下仁美氏が所有する対象者株式の全て（所有株式数：512,144株、所有割合：6.54%）を本公開買付けに応募すること、をそれぞれ合意しております。また、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、公開買付者は、大畑大輔氏との間で、2022年9月6日付で、本不応募株式（1,060,220株、所有割合：13.55%）については本公開買付けに応募しないことを口頭により合意しております。

(4) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者及び対象者は、本公開買付けを含む本取引がマネジメント・バイアウト（MBO）の一環として行われるものであり、構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題が典型的に存在する取引に該当することに鑑み、本公開買付け価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するため、以下の措置を実施いたしました。

対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者における独立した法律事務所からの助言の取得

対象者における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得

対象者における独立した検討体制の構築

対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見

本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

以上の詳細については、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「（本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置）」をご参照ください。

(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

公開買付者は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けにより対象者株式（但し、対象者が所有する自己株式及び本不応募株式を除きます。）の全てを取得することができなかった場合には、本公開買付けの成立後、以下の方法により、本スクイーズアウト手続を実行することを予定しております。

具体的には、本公開買付けの決済の完了後速やかに、公開買付者は、会社法第180条に基づき、対象者株式の併合を行うこと（以下「本株式併合」といいます。）及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を2022年12月下旬に開催することを対象者に要請する予定です。なお、公開買付者及び大畑大輔氏は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

本臨時株主総会において本株式併合の議案についてご承認をいただいた場合には、本株式併合がその効力を生ずる日において、対象者の株主は、本臨時株主総会においてご承認をいただいた本株式併合の割合に応じた数の対象者株式を所有することとなります。本株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、端数が生じた対象者の株主に対して、会社法第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下同じとします。）に相当する対象者株式を対象者又は公開買付者に売却することによって得られる金銭が交付されることとなります。当該端数の合計数に相当する対象者株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募されなかった対象者の各株主（公開買付者、対象者及び大畑大輔氏を除きます。）に交付される金銭の額が、本公開買付け価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるように算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うよう対象者に要請する予定です。また、対象者株式の併合の割合は本書提出日現在において未定ですが、公開買付者及び大畑大輔氏が対象者の発行済株式（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）の全てを所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主（公開買付者、対象者及び大畑大輔氏を除きます。）の所有する対象者株式の数が1株に満たない端数となるように決定するよう対象者に対して要

請する予定です。対象者プレスリリースによれば、対象者は本公開買付けが成立した場合には、公開買付者によるこれらの要請に応じる予定とのことです。

本株式併合に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、本株式併合がなされた場合であって、本株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従って、対象者の株主は、対象者に対して、その所有する株式のうち1株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び裁判所に対して対象者株式の価格決定の申立てを行うことができる旨が会社法上定められています。上記のとおり、本株式併合においては、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主（公開買付者、対象者及び大畑大輔氏を除きます。）の所有する対象者株式の数は1株に満たない端数となる予定ですので、本株式併合に反対する対象者の株主は、上記申立てを行うことができることになる予定です。なお、上記申立てがなされた場合の対象者株式の買取価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

上記の各手続については、関係法令についての改正、施行、当局の解釈等の状況によっては、実施の方法及び時期に変更が生じる可能性があります。但し、その場合でも本公開買付けに応募されなかった対象者の各株主（公開買付者、対象者及び大畑大輔氏を除きます。）に対しては最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該各株主に交付される金銭の額については、本公開買付け価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定される予定です。

上記の本臨時株主総会を開催する場合、具体的な手続及びその実施時期等については、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。なお、本公開買付けは、本臨時株主総会における対象者の株主の皆様への賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付けへの応募又は上記の各手続における税務上の取扱いについては、対象者の株主の皆様において自らの責任にて税理士等の専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

また、公開買付者は、最終的に公開買付者が対象者の唯一の株主となることを予定しており、かかる目的を達成する手段として、本スクイズアウト手続の完了を条件として、本株式交換を実施することを予定しておりますが、本書提出日現在においてその他の具体的な日程等の詳細については未定です。

(6) 上場廃止となる見込みがある旨及びその理由

対象者株式は、本書提出日現在、東京証券取引所スタンダード市場に上場されていますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、対象者株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの成立時点では当該基準に該当しない場合でも、本公開買付け成立後に、上記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載された本スクイズアウト手続の実施を予定しておりますので、当該手続を実施する場合、対象者株式は所定の手続を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできません。

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

買付け等の期間	2022年9月8日（木曜日）から2022年10月24日（月曜日）まで（30営業日）
公告日	2022年9月8日（木曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 （電子公告アドレス https://disclosure.edinet-fsa.go.jp/ ）

【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

該当事項はありません。

【期間延長の確認連絡先】

該当事項はありません。

(2) 【買付け等の価格】

株券	普通株式 1 株につき、金2,700円
新株予約権証券	-
新株予約権付社債券	-
株券等信託受益証券 ()	-
株券等預託証券 ()	-
算定の基礎	公開買付者は、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者の財務情報等及び対象者の株価の動向、2019年6月28日以降2022年7月29日までに公表され、公開買付けが成立している33件のマネジメント・バイアウト（MBO）事例における平均的なプレミアム水準（約40%から約49%）を参考としつつ、対象者との協議及び交渉の結果、対象者取締役会による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けへの応募の見通し等を総合的に勘案して、公開買付者は、2022年9月7日、本公開買付価格を2,700円とし、本取引の一環として本公開買付けを開始することを決定いたしました。 なお、公開買付者は、上記のとおり財務情報等の客観的な資料及び過去に行われたMBO事例におけるプレミアム水準を参考にすると、対象者株式の株式価値に関する諸要素を総合的に考慮し、かつ、対象者との協議・交渉を踏まえて本公開買付価格を決定しており、第三者算定機関からの算定書等は取得していません。 本公開買付価格である2,700円は、本公開買付けの公表日の前営業日である2022年9月6日の東京証券取引所スタンダード市場（2022年4月1日までは東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）市場）における対象者株式の終値1,618円に対して66.87%、同日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値1,590円に対して69.81%、同日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値1,531円に対して76.36%及び同日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値1,525円に対して77.05%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。また、本公開買付価格は、本書提出日の前営業日である2022年9月7日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の普通取引終値の1,618円に対して66.87%プレミアムを加えた金額となります。
算定の経緯	（本公開買付価格の決定に至る経緯） 公開買付者は、上記「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、公開買付者は、2022年2月上旬から、対象者株式の非公開化について具体的な検討を開始しました。そして、公開買付者は、本取引に関して検討するにあたり、2022年5月上旬、ファイナンス・アドバイザーとしてSMB C日興証券株式会社、リーガル・アドバイザーとして西村あさひ法律事務所をそれぞれ選任いたしました。そして、公開買付者は、2022年5月11日、対象者に対して、本意向表明書を提出いたしました。そして、公開買付者は2022年6月10日に対象者から、本特別委員会を設置し、本取引の実施に向けた協議・交渉に応じる旨の連絡を受けました。その後、公開買付者は、2022年6月13日から2022年7月20日まで対象者に対するデュー・ディリジェンスを実施しました。そして、公開買付者は、2022年7月27日、対象者に対し、本取引の諸条件等について更に具体的な検討を進め、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者の財務情報等及び対象者の株価の動向等を総合的に勘案し、本公開買付価格を1,840円とする旨の初回の価格提案書を提出いたしました。 その後、公開買付者は、2022年7月28日、対象者より、提案された本公開買付価格は対象者の一般株主の皆様が享受すべき利益が確保された価格水準とはいえない低いものであることから、本公開買付価格の再検討の要請を口頭で受けたため、かかる要請を受けて検討の上、2022年8月3日、従前の検討要素に加えて、その後の対象者株式の株価の動向、対象者からの上記要請を総合的に勘案して、本公開買付価格を対象者株式の上場来最高値（2005年12月28日の取引時間中の最高値）である2,050円とする旨の価格提案書を提出いたしました。

その後、公開買付者は、2022年8月4日、本特別委員会より、対象者の第三者算定機関であるみずほ証券による対象者株式の株式価値の試算結果を踏まえて、総合的に検討した結果、提案された本公開買付価格は依然として対象者の一般株主の皆様の期待に応えられる水準ではないとして、一般株主の利益保護の観点から、本公開買付価格の増額の要請を書面にて受けたため、かかる要請を受けて検討の上、2022年8月10日、従前の検討要素に加えて、その後の対象者株式の株価の動向、2019年6月28日以降2022年7月29日までに公表され、公開買付けが成立している33件のマネジメント・バイアウト（MBO）事例における平均的なプレミアム水準（約40%から約49%）、本特別委員会からの上記要請を総合的に勘案して、本公開買付価格を2,250円とする旨の価格提案書を提出いたしました。

その後、公開買付者は、2022年8月12日、本特別委員会より、対象者の第三者算定機関であるみずほ証券による対象者株式の株式価値の試算結果を踏まえて、総合的に検討した結果、提案された本公開買付価格は依然として対象者の一般株主の皆様の期待に応えられる水準ではないとして、一般株主の利益保護の観点から、本公開買付価格の増額の要請を書面にて受けたため、かかる要請を受けて検討の上、2022年8月16日、その後の対象者株式の株価の動向、本特別委員会からの上記要請を総合的に勘案して、本公開買付価格を2,350円とする旨の価格提案書を提出いたしました。

その後、公開買付者は、2022年8月18日、本特別委員会より、対象者の第三者算定機関であるみずほ証券による対象者株式の株式価値の試算結果を踏まえて、総合的に検討した結果、提案された本公開買付価格は依然として対象者の一般株主の皆様の期待に応えられる水準ではないとして、一般株主の利益保護の観点から、本公開買付価格の増額の要請を書面にて受けました。

その後、公開買付者は、2022年8月24日、対象者より、対象者有価証券報告書に記載された新株予約権はいずれも2022年8月24日までに全て行使されたとの連絡を受け、その後、2022年8月29日、対象者の2022年8月26日付履歴事項全部証明書によって、かかる新株予約権の行使により未行使の権利が残存していないことを確認したため、本公開買付けの買付け等の対象から本新株予約権を除外いたしました。

その後、公開買付者は、2022年8月29日、2022年8月18日の本特別委員会からの要請を検討の上、その後の対象者株式の株価の動向、本特別委員会からの上記要請を総合的に勘案して、本公開買付価格を2,500円とする旨の価格提案書を提出いたしました。

その後、公開買付者は、2022年8月30日、本特別委員会より、対象者の第三者算定機関であるみずほ証券による対象者株式の株式価値の試算結果を踏まえて、総合的に検討した結果、提案された本公開買付価格は依然として対象者の一般株主の皆様の期待に応えられる水準ではないとして、一般株主の利益保護の観点から、本公開買付価格の再検討の要請を書面にて受けたため、かかる要請を受けて検討の上、2022年9月2日、その後の対象者株式の株価の動向、本特別委員会からの上記要請を総合的に勘案して、本公開買付価格を2,700円とする旨の最終の価格提案書を提出いたしました。

これに対し、公開買付者は、2022年9月6日、対象者より、本特別委員会の意見及び対象者の第三者算定機関であるみずほ証券から取得した本株式価値算定書の内容を踏まえて、総合的に検討した結果、本公開買付価格である2,700円及び本公開買付けに係るその他の諸条件は、上記「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の(a)乃至(f)に記載の理由から、対象者の一般株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、一般株主の皆様に対して、合理的な対象者株式の売却の機会を提供するものであると判断したことから、当該提案を応諾し、本公開買付価格を2,700円とする旨の回答を口頭にて受けました。

以上の協議及び交渉を経て、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者の財務情報等及び対象者の株価の動向、2019年6月28日以降2022年7月29日までに公表され、公開買付けが成立している33件のマネジメント・バイアウト（MBO）事例における平均的なプレミアム水準（約40%から約49%）を参考としつつ、対象者との協議及び交渉の結果、対象者取締役会による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けへの応募の見通し等を総合的に勘案して、公開買付者は、2022年9月7日、本公開買付価格を2,700円とし、本取引の一環として本公開買付けを開始することを決定いたしました。

	(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置) 公開買付者及び対象者は、本公開買付けを含む本取引がマネジメント・バイアウト(MBO)の一環として行われるものであり、構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題が典型的に存在する取引に該当することに鑑み、本公開買付価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するため、以下の措置を実施いたしました。なお、本公開買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)の買付予定数の下限を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する少数株主の皆様の利益に資さない可能性もあると考え、「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)の買付予定数の下限は設定しておりませんが、公開買付者及び対象者において以下 ~ の措置を講じているため、対象者の一般株主の皆様の利益には十分な配慮がなされていると考えております。なお、以下の記載のうち、対象者において実施した措置については、対象者から受けた説明に基づくものです。 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得 対象者は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件の公正性及び客観性を担保するための措置として、みずほ証券に対して、対象者株式の価値の算定を依頼したとのことです。みずほ証券は、公開買付関連当事者並びに本取引から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であり、公開買付関連当事者の関連当事者には該当せず、本取引に関して、重要な利害関係を有していないとのことです。なお、みずほ証券のグループ企業であるみずほ銀行は対象者に対して通常の銀行取引の一環としての融資取引等は実施しておりますが、本公開買付けに関し利益相反に係る重要な利害関係を有していないとのことです。みずほ証券は、法第36条第2項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第70条の4の適用法令に従い、みずほ証券と株式会社みずほ銀行(以下「みずほ銀行」といいます。)間の情報隔壁措置等の適切な利益相反管理体制を構築し、かつ実施しており、みずほ銀行の貸付人の地位とは独立した立場で対象者の株式価値の算定を行っているとのことです。また、みずほ証券は、社内における情報隔壁措置等の適切な利益相反管理体制を構築し、かつ実施しており、ファイナンシャル・アドバイザー業務を担当する部署は、株式等の政策投資を所轄する同社の別部署とは独立した立場で対象者の株式価値の算定を行っているとのことです。対象者は、みずほ証券及びみずほ銀行との間並びにみずほ証券の社内において適切な弊害防止措置が講じられていること、対象者とみずほ証券は一般取引先と同様の取引条件での取引を実施しているため、みずほ証券は第三者算定機関としての独立性が確保されていること、みずほ証券は過去の同種事案の第三者算定機関としての実績を有していること等を踏まえ、みずほ証券を対象者から独立した第三者算定機関として選定したとのことです。本取引に係るみずほ証券の報酬は、本取引の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本公開買付けを含む本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれていないとのことです。 みずほ証券は、複数の算定手法の中から対象者株式価値算定に当たり採用すべき算定手法を検討の上、対象者株式が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価基準法を、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場企業が複数存在し、類似企業比較による株式価値の類推が可能である観点から類似企業比較法を、対象者の将来の事業活動の状況を算定に反映させるためにDCF法を算定方法として用いて、対象者の1株当たりの株式価値の分析を行い、対象者は、2022年9月6日付でみずほ証券より本株式価値算定書を取得したとのことです。なお、対象者は、みずほ証券から本公開買付価格が対象者の少数株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書(フェアネス・オピニオン)は取得していないとのことです。
--	---

	上記の各手法に基づいて算定された対象者株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりとのことです。 市場株価基準法：1,525円～1,618円 類似企業比較法：1,676円～2,358円 D C F 法 ：2,490円～3,931円 市場株価基準法では、基準日を2022年9月6日として、東京証券取引所スタンダード市場（2022年4月1日までは東京証券取引所ジャスダック市場です。以下同じとします。）対象者株式の基準日終値（1,618円）、直近1ヶ月間（2022年8月7日から同年9月6日まで）の終値単純平均値（1,590円）、直近3ヶ月間（2022年6月7日から同年9月6日まで）の終値単純平均値（1,531円）、直近6ヶ月間（2022年3月7日から2022年9月6日まで）の終値単純平均値（1,525円）を基に、対象者株式1株当たりの株式価値の範囲は、1,525円から1,618円までと算定しているとのことです。 類似企業比較方式においては、対象者と類似性があると判断される類似上場会社として、アルコニックス株式会社、神鋼商事株式会社、小野建株式会社、白銅株式会社、佐藤商事株式会社、清和中央ホールディングス株式会社、モリテック スチール株式会社及び株式会社UEXを選定した上で、企業価値に対する償却前営業利益（以下「EBITDA」といいます。）の倍率を用いて対象者株式の株式価値を算定しているとのことです。その結果、対象者株式の1株当たり株式価値の範囲は、1,676円から2,358円と算定しているとのことです。 D C F 法では、対象者が本取引を検討する前提で作成した2023年3月期から2027年3月期までの5期分の事業計画における収益予測及び投資計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、対象者が2023年3月期以降に生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を算定し、対象者株式の1株当たりの価値を2,490円から3,931円までと算定しているとのことです。その際、割引率は4.2%～5.2%を採用しているとのことです。また、継続価値の算定については永久成長率法を採用し、永久成長率を-0.5%～0.5%としているとのことです。 なお、当該事業計画は、本公開買付けの実行を前提としておらず、下記「対象者における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」に記載のとおり、その内容、重要な前提条件及び作成経緯等の合理性について本特別委員会の確認を受けているとのことです。また、上記D C F 法の算定の基礎となる対象者の事業計画については、対前期比較において大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれているとのことです。鋼材販売価格上昇による在庫との差益拡大を要因として押し上げた2022年3月期の営業利益が、仕入価格と販売価格の差益収束により、2023年3月期の通期に前期比41%減となることを見込んでいるとのことです。また、2023年3月期第1四半期に積み増した在庫が期末にかけて減少する見込みから主として運転資本の減少により2023年3月期のフリー・キャッシュ・フローが増加すること、2025年3月期の大規模な設備投資を構想していることから2025年3月期のフリー・キャッシュ・フローが大幅に減少することを見込んでいるとのことです。また、本取引の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において収益に与える影響を具体的に見積もることが困難であるため、当該事業計画には加味されていないとのことです。
--	---

なお、みずほ証券がDCF法の算定の前提とした対象者作成の事業計画に基づく財務予測は以下のとおりとのことです。

	2023年 3月期 (9ヶ月)	2024年 3月期	2025年 3月期	2026年 3月期	2027年 3月期
売上高	71,020	96,507	98,558	100,237	101,920
営業利益	2,799	4,158	3,412	3,220	3,095
E B I T D A	3,885	5,797	5,778	5,815	5,439
フリー・キャッシュ・フロー	7,328	683	▲8,394	2,914	2,226

みずほ証券は、対象者株式の株式価値の算定に際し、対象者から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っていないとのことです。加えて対象者の財務予測に関する情報については、対象者の経営陣による現時点での得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としているとのことです。また、対象者及びその関係会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）に関して独自の評価・査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っていないとのことです。みずほ証券の算定は、2022年9月6日までの上記情報を反映したものとのことです。

対象者における独立した法律事務所からの助言の取得

対象者は、本公開買付けを含む本取引に関する対象者取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するため、公開買付関連当事者から独立したリーガル・アドバイザーとしてモリソン・フォースター法律事務所を選任し、同事務所から、本取引に関する諸手続を含む対象者取締役会の意思決定の方法及び過程その他の留意点について、必要な法的助言を受けているとのことです。なお、モリソン・フォースター法律事務所は、公開買付関連当事者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有していないとのことです。また、モリソン・フォースター法律事務所の報酬は、本取引の成否にかかわらず時間単位の報酬のみとされており、本取引の成立を条件とする成功報酬は含まれていないとのことです。

本特別委員会は、対象者が選任したリーガル・アドバイザーにつき、独立性及び専門性に問題がないことから、対象者のリーガル・アドバイザーとして承認し、本特別委員会としても必要に応じて専門的助言を受けることができることを、第1回の本特別委員会において確認しているとのことです。

対象者における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得

対象者は、本取引がいわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）の一環として行われるものであり、対象者における本取引の検討において構造的な利益相反状態が生じ得ること等に鑑み、対象者の意思決定に慎重を期し、また、対象者取締役会の意思決定過程における恣意性を排除し、公正性、透明性及び客観性を担保するために、2022年6月10日開催の対象者取締役会において、公開買付関連当事者から独立した委員によって構成される本特別委員会を設置することを決議したとのことです。本特別委員会の委員としては、対象者の社外取締役兼独立役員である小松三朗氏及び中村光央氏（弁護士、弁護士法人KURATA代表社員）、対象者の社外監査役兼独立役員である粕谷興博氏（税理士、粕谷興博税理士事務所）並びに外部の有識者である小澤幹人氏（弁護士、弁護士法人港国際法律事務所）の4名を選定しているとのことです。小松三朗氏は対象者の属する業界について造詣が深く、対象者の社外取締役を長年務めており対象者の状況を詳細に理解していることから、中村光央氏は弁護士としての専門的知見を有していることから、粕谷興博氏は税理士としての専門的知見を有していることから、小澤幹人氏は弁護士としての専門的知見及びM & A取引に関する豊富な経験・高い見識を有していることからそれぞれ本特別委員会の委員として選任しているとのことです。なお、対象者は、当初からこの4名を本特別委員会の委員として選定しており、本特別委員会の委員を変更したことはないとのことです。また、対象者は、本特別委員会の設置に際し、本取引に関する決定を行うに際して、本特別委員会の判断内容を最大限尊重することをあらかじめ決定しているとのことです。更に、本特別委員会の委員の報酬は、答申内容にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本公開買付けを含む本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれていないとのことです。

そして、対象者は、本特別委員会に対し、(a)本取引の目的の合理性（本取引が対象者の企業価値の向上に資するか否かを含む。）、(b)本取引の条件の妥当性（本取引の実施方法や対価の妥当性を含む。）、(c)本取引の手続の公正性（いかなる公正性担保措置をどの程度講じるべきかの検討を含む。）、(d)本取引（対象者取締役会における本取引についての決定を含む。）が、対象者の少数株主にとって不利益なものでないか及び(e)上記(a)乃至(d)を踏まえ、本公開買付けに対象者取締役会が賛同意見を表明すること、及び、対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することの是非（以下(a)乃至(e)の事項を総称して「本諮問事項」といいます。）について諮問したとのことです。

また、対象者取締役会は、本特別委員会に対し、（ ）対象者が公開買付者との間で行う交渉の過程に実質的に関与する権限（必要に応じて、公開買付者との交渉方針に関して指示又は要請を行うこと、及び、自ら公開買付者と交渉を行うことを含む。）、（ ）必要に応じて、自らの財務アドバイザー若しくは第三者算定機関及び法務アドバイザーを選任し（この場合の費用は対象者が負担するものとする。）、又は、対象者の財務アドバイザー若しくは第三者算定機関及び法務アドバイザーを指名若しくは承認（事後承認を含む。）する権限、（ ）対象者の取締役、従業員その他特別委員会が必要と認める者から本取引に関する検討及び判断に必要な情報を受領する権限、（ ）その他本取引に関する検討及び判断に際して特別委員会が必要と認める事項を行う権限を与えることを決定しているとのことです。

本特別委員会は、2022年6月10日から2022年9月6日まで合計13回開催されたほか、各会日間においても、電子メール等の方法により、報告、協議及び検討がなされた上で、本諮問事項について、慎重に検討及び協議を行ったとのことです。具体的には、公開買付者から、本取引の目的・意義、本取引に係る公正性の担保、本取引実行後の経営方針に関する事項等について説明を受け、質疑応答を行ったとのことです。また、対象者から、対象者グループの事業の内容、外部環境、現在の経営課題、みずほ証券による株式価値算定の前提とした事業計画の内容、公開買付者の提案内容等に関する事項等に関する説明を受け、質疑応答を行い、その合理性を検証したとのことです。更に、公開買付者と対象者との間における本取引に係る協議・交渉について、対象者からその経緯及び内容等につき適時に報告を受けた上で、本特別委員会において協議し、対象者に対して、本特別委員会が承認した交渉方針に従って交渉を行わせ、また、本特別委員会自ら公開買付者と交渉を行うなどして、公開買付者との交渉過程に関与したとのことです。加えて、みずほ証券から対象者株式の株式価値の算定方法及び結果に関する説明を受け、当該算定方法及び結果に対し財務的見地から質疑応答を行い、その合理性を検証したほか、モリソン・フォースター法律事務所から本取引において利益相反を軽減又は防止するために採られている措置及び本取引に関する説明を受け、当該措置の十分性等に関して質疑応答を行うとともに、対象者から本取引の諸条件の交渉経緯及び決定過程等に関する説明を受け、質疑応答を行っております。これらの内容を踏まえ、本特別委員会は本諮問事項について協議・検討を行ったとのことです。

本特別委員会は、このように本諮問事項について慎重に協議及び検討した結果、2022年9月6日付で、対象者取締役会に対し、委員全員の一致で、大要以下の内容の本答申書を提出したとのことです。

(ア) 本取引の目的の合理性（本取引が対象者の企業価値の向上に資するか否かを含む。）について

(a) 答申内容

本取引は、対象者の企業価値向上に資するものであり、その目的において合理性が認められる。

(b) 理由

本特別委員会は、公開買付者及び対象者から説明を受けた下記の事項について不合理な点が認められないため、上記(a)記載の結論に至った。

対象者グループは、主に鋼材の販売・加工、鉄骨工事請負、機械販売業及びそれらに関連した運送等を行っている。

対象者グループは、「幅広い鉄鋼製品の販売及び加工を通じ、社会に貢献する。」という経営理念のもと、鉄鋼メーカーとエンドユーザーを結ぶ「商社」として建築用鋼材を中心にカバーするとともに、「メーカー」としても積極的に設備投資を行い、各種鋼材の加工ラインシステムの充実に努め、更には多様化するゼネコンからの要請にも対応できるように「ファブリケーター」としての機能も保有することで、鋼材の供給から、加工、そして鉄骨工事までトータルサポートすることを目指して取り組んできた。

しかし、対象者においては、1980年代後半から1990年代初頭にかけての国内の建築バブルを背景として建築用鋼材を中心とした在庫構成へとシフトして以降、近時は「鉄の総合商社」としては取扱鋼種の少ない状態が続いており、いまなお「メーカー」及び「ファブリケーター」としての機能強化は十分でなく、多様化する顧客のニーズに対して必ずしも全て対応できていない状況にあると考えられる。

また、対象者グループがおかれている事業環境は、以下の各事項について、株式公開した当時の時代背景と比較すると大きく変化している。

() 世界的に二酸化炭素(CO₂)の排出削減等の要請が強まるなか、我が国においても2020年10月26日の菅元内閣総理大臣所信表明演説にて「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」方針が宣言されるなど社会的にも脱炭素社会への動きが強まっていることなどから、国内における鉄鋼建材の需要が徐々に減少していくと見込まれること

	() 鋼材市況について、昨年末以降の新型コロナウイルス感染症の再拡大とそれに伴う社会経済活動の抑制、ウクライナ争乱による世界情勢の変化、それに続く原油価格の高騰、物価の上昇、円安の進行等により、民間設備投資の本格的な回復がほど遠いなか、鋼材をはじめとする各種建設資材の高騰が今後の設備投資意欲の減退に繋がることが懸念されるなどの状況から、メーカー、鋼材流通及び最終需要家の間で神経質な値動きとなり、予断を許さない状況が続くものと予想されていること () 上記()及び()のような状況のなか、対象者グループが属する鉄鋼流通加工業界では中小規模の事業者を対象とした業界再編の動きが加速しており、今後も再編活動は継続するものと考えられること 上記 記載のような事業環境下において、対象者グループが事業環境変化に迅速に対応し、顧客と共に持続的に成長していくためには、以下の各課題について、対応していく必要がある。 () 建築用鋼材中心の収益構造から脱却して非鉄金属を含めた幅広い商材を取り扱うことだけでなく、「メーカー」及び「ファブリケーター」としての機能をより一層強化することで、鉄・鋼・金属が介在するあらゆる場面において幅広い顧客のニーズにあった商品・品質・サービスを提供することができる「鋼の総合プロデュース企業」へと抜本的に改革すること () 地域に密着した営業展開を図ることで顧客の細かなニーズに対応することができる体制を構築すること () カーボンニュートラルに向けた環境課題への対応を推進していくこと () 抜本的かつ機動的な意思決定を柔軟かつ迅速に実践できる経営体制を構築すること 公開買付者は、かかる課題を抱える対象者グループが今後も更なる成長を達成するために、以下の各施策を実施することが必要であると考えている。 () 取扱鋼種・商品ラインナップの拡充を目的とした仕入先の拡大 建築用鋼材に求められる強度・サイズに対応できる高炉メーカーとの取引は継続して実施し、従前から取り扱っている建築用鋼材を引き続き対象者グループの主力商品としつつも、今後は産業用機械や建設用機械など製造業に関連するあらゆる用途にも対応できる鋼種・商品を揃えていくことを目指して、電炉メーカーや特殊鋼メーカーを含む幅広い仕入先との取引を拡大し、中長期的な関係を構築していくこと 仕入先の拡大による付随的な効果として、仕入れコストの安定化や、カーボンニュートラルに向けた環境課題への対応強化に繋げること () 販売エリアの拡大、地域のシェアアップを目指した出店拡大 本答申書の日付現在、対象者グループは東海・関東・北陸地区を中心に、東北地区の青森県から関西地区の大阪府にかけて1支社、21支店、9工場、3営業所を展開しているが、更なる物流の効率化、地域に根差した顧客ニーズの取込み、地域のシェアアップの観点から、既存進出地区における支店・工場網の強化・拡充に取り組むこと 国内における新規地区への出店による販売エリアの拡大を図ること 上記()記載のとおり取扱鋼種・商品を拡充することに加えて、販売エリアを拡大することで、取扱う鋼材の「種類」と「量」の両面から、国内鉄鋼需要の減少の中でも対象者グループが持続的に成長できる体制の構築をすること () メーカー・ファブリケーター事業の強化を目指した戦略的投資の拡大 顧客のニーズにあった高付加価値商品・製品の提供を実現するために、戦略的投資を拡大することにより、とりわけ「メーカー」及び「ファブリケーター」としての機能の更なる強化が必要であること 具体的には、上記()記載の戦略的出店の一環として新規工場を開設し、これまで対象者グループが得意としてきた建築用鋼材に対応した各種鋼材の製造・加工ラインだけでなく、これまで取扱いのなかった建築用鋼材以外の幅広い鋼種・商品にも対応した製造・加工ラインを新規導入すること
--	--

	高い技術やニッチ分野の商材の製造・加工技術を有するメーカー企業及びファブリーケーター企業を対象とするM & A等の戦略的投資により外部のノウハウやリソースを効率的に取り入れること 対象者においては、上記 記載の各施策を推進していくにあたって、経営資源を集中的に投下する必要があり、多額の先行投資が発生することから、一時的に収益及びキャッシュ・フローが悪化する可能性は否定できず、短期的には対象者の業績や財務状況に大きな影響を与えるリスクがあり、対象者が上場を維持したまま各施策を実施した場合には、資本市場から十分な評価を得ることができず、対象者株式の株価が下落し、株式価値を毀損する可能性がある。 また、対象者においては、上記 記載の各施策を推進していくにあたって、抜本的かつ機動的な意思決定を柔軟かつ迅速に実践できる経営体制を構築することが必要である。 他方において、対象者は、1994年2月の日本証券業協会への店頭登録以来、知名度の向上による優れた人材の確保、社会的な信用の向上等、上場会社として様々なメリットを享受しているとのことであるが、()エクイティ・ファイナンスの活用による資金調達の必要性は当面見込まれていないこと、()金融機関との間で良好な関係を築けていること、更には、()一定のブランド力や取引先に対する信用力は既に確保できていることに加え、対象者グループのブランド力や社会的な信用も事業活動を通じて維持・獲得される部分がより大きくなっていることからすると、上場廃止となることにより人材の採用の面を含めてさほどの不利益は見込まれず、対象者が上場を維持する必要性や上場を維持することにより享受できるメリットは相対的に低下している状況になっている。 更に、対象者において、株式の上場を維持するために必要な人的・経済的コストは近年増加しており、今後も、かかるコストが対象者の経営上のさらなる負担となる可能性も否定できない。 公開買付者は、対象者の株主に発生する可能性がある株価の下落による株式価値の毀損を回避しつつ、中長期的な視点で対象者事業の抜本的な強化を推進し、抜本的かつ機動的な意思決定を柔軟かつ迅速に実践できる経営体制において「第二の創業」にチャレンジすることができるという点で、対象者を非公開化することが対象者の企業価値向上のために最も有効な手段であると考えに至った。 また、対象者としても、対象者の株主に発生する可能性がある悪影響を回避しつつ、抜本的かつ機動的な意思決定を柔軟かつ迅速に実践できる経営体制を構築し、中長期的な視点から対象者グループの企業価値の更なる向上を図るためには、本取引により対象者株式を非公開化することが有効な手段であると考えに至った。そして、上記 記載の各施策を効率的に実施するとした場合、対象者の事業及び経営環境を熟知している対象者の代表取締役である大畑大輔氏が代表取締役を兼務する公開買付者によって対象者を非公開化し、対象者の所有と経営を一致させ、大畑大輔氏がその経営を担うことが、上記 記載の各施策の実効性を高める観点から有用であると判断した。 なお、今般の東京証券取引所における市場区分の見直しに関し、新市場区分であるスタンダード市場の上場維持基準として流通株式比率25.0%以上の基準が設けられている中、新市場への移行基準日である2021年6月30日現在における対象者の流通株式比率が21.3%であることを踏まえると、直ちに上場廃止となるわけではないものの、当該基準への抵触により、将来的に対象者の上場維持が困難となり、上場廃止に至るおそれがあり、本取引を行うことによって、対象者の一般株主に対象者株式の上場廃止に伴う不利益が生じることを回避しつつ、対象者株式の売却機会を提供することは、対象者の一般株主にとっての合理的な選択肢であると考えられる。
--	--

- (イ) 本取引の条件の妥当性(本取引の実施方法や対価の妥当性を含む。)について
- (a) 答申内容
本取引の条件は、実施方法及び対価を含めて妥当なものであると認められる。
- (b) 理由
本特別委員会は、以下の諸事情を踏まえて、上記(a)記載の結論に至った。
- 本公開買付価格について
本公開買付価格は、以下の各事実から、妥当なものであると認められる。
- () 本株式価値算定書の内容は、以下の諸点から妥当なものであること
本株式価値算定書における算定手法である市場株価法、類似企業比較法及びDCF法は、その個々の方法としても三者の組み合わせとしても、現在の評価実務に照らして、一般的かつ合理的なものであると考えられること
類似企業比較法においては類似企業の選定方針及び採用したマルチプルについて、DCF法においては採用した割引率や残存価値の算定方法について、いずれも現在の評価実務に照らして、それぞれ一般的かつ合理的なものであると考えられること
DCF法の算定の前提となる事業計画は、公開買付者から独立した対象者関係者による主導の下で作成されており、作成過程において公開買付者又は大畑大輔氏が関与した事実は認められず、本特別委員会に対して作成中の事業計画案の内容、重要な前提条件及び進捗状況等について説明が行われたことを含めて、特に不合理な点は見受けられないこと
- () 本株式価値算定書の内容に照らして、以下の諸点から、本公開買付価格は十分な水準にあると認められること
本株式価値算定書における市場株価法及び類似企業比較法により算定された価格レンジの上限値をそれぞれ上回っていること
本株式価値算定書におけるDCF法により算定された価格レンジの範囲内であること
- () プレミアム分析その他の観点からも、以下のとおり、本公開買付価格は十分な水準にあると認められること
本公開買付価格は、本公開買付けの公表日の前営業日である2022年9月6日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値1,618円に対して66.87%、2022年9月6日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値1,590円(円未満を四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同じとする。)に対して69.81%、同過去3ヶ月間の終値の単純平均値1,531円に対して76.36%、同過去6ヶ月間の終値の単純平均値1,525円に対して77.05%のプレミアムをそれぞれ加えた金額であり、これらの各プレミアムは、本取引と類似の取引事例におけるプレミアム水準と比しても、十分な水準にあると認められること
対象者の長期の株価推移に照らしても、2004年12月のJASDAQ上場来の最高値(2005年12月28日の取引時間中の2,050円)と比較しても31.71%のプレミアムを付された水準にあること
本公開買付価格を十分な水準にまで高めるために、対象者を通じて又は本特別委員会自ら公開買付者との間で交渉を複数回にわたり実施し、かかる交渉の結果として当初提示額よりも860円(当初提案価格1,840円の約46.7%)引き上げられた価格で決定されたこと
なお、本公開買付価格は、対象者の1株当たりの簿価純資産額を下回っているが、資産売却等の困難性や清算に伴う相当な追加コストの発生等を考慮すると、仮に対象者が清算する場合にも、簿価純資産額がそのまま換価されるわけではなく、相当程度棄損することが見込まれことに加え、純資産額は、会社の清算価値を示すものであり、将来の収益性を反映するものではないため、継続企業である対象者の企業価値の算定において重視することは合理的ではないと考えられること

	マジョリティ・オブ・マイノリティ条件について 本公開買付けにおいては、いわゆるマジョリティ・オブ・マイノリティ（Majority of Minority）に相当する買付予定数の下限の設定は予定されていないが、公開買付者によれば、仮に同条件を設定をすると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する少数株主の利益に資さない可能性もあると考え、同条件の設定をしていないとのことであり、かかる理由には一定の合理性が認められる。 下記「（ウ）本取引の手続の公正性（いかなる公正性担保措置をどの程度講じるべきかの検討を含む。）について」記載の他の公正性担保措置の実施状況に照らせば、本公開買付けにおいて、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件が設定されていないとも、本取引の条件の妥当性が否定されるものではないと考えられる。 本スクイズアウト手続について 公開買付者は、本公開買付けにおいて、対象者株式（但し、対象者が所有する自己株式及び本不応募株式を除く。）の全てを取得できなかった場合には、対象者に対し、本スクイズアウト手続の実施を要請する予定であり、本スクイズアウト手続として本株式併合が予定されているところ、かかる手続においては、法令上、本公開買付けに応募しなかった株主に対して株式買取請求権が確保されている。また、公開買付者によれば、本スクイズアウト手続は、本公開買付けの決済の完了後可能な限り早期に進めていく予定とのことであり、さらに、本株式併合の結果生じた端数の合計数に相当する対象者株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう設定されることが予定されている。 以上のとおり、本取引においては、いわゆる強圧性の問題に対応すべく、本公開買付けに応募しなかった少数株主の利益に一定の配慮がなされているといえ、本スクイズアウト手続に係る手法及び条件は、妥当であると認められる。 （ウ）本取引の手続の公正性（いかなる公正性担保措置をどの程度講じるべきかの検討を含む。）について （a）答申内容 本取引の手続は、公正であると認められる。 （b）理由 本特別委員会は、以下の諸事情を踏まえて、上記(a)記載の結論に至った。 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得 対象者は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件の公正性及び客観性を担保するための措置として、公開買付関連当事者並びに本取引から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるみずほ証券に対して、対象者株式の価値の算定を依頼して、本株式価値算定書を取得していること 対象者における独立した法律事務所からの助言の取得 対象者は、本公開買付けを含む本取引に関する対象者取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するため、公開買付関連当事者から独立したリーガル・アドバイザーとしてモリソン・フォースター法律事務所を選任し、同事務所から、本取引に関する諸手続を含む対象者取締役会の意思決定の方法及び過程その他の留意点について、必要な法的助言を受けていること
--	--

	対象者における独立した特別委員会の設置等並びに答申書の取得及びその内容の尊重 対象者は、公開買付関連当事者から独立した委員によって構成される本特別委員会を設置の上で、本特別委員会に対し適切な権限を付与し、本諮問事項に答申するために十分な活動を保障等していることに加え、実際に、本特別委員会は、本公開買付価格の決定にあたっては、対象者から公開買付者との本取引に係る協議及び交渉の経緯並びに内容等について適時に報告を受けるに留まらず、本特別委員会自ら公開買付者と交渉を行った上で決定するなど十分な活動をなしたと、並びに、対象者は、本公開買付けに対する意見の表明に当たり、本特別委員会の意見（本答申書の内容）を最大限尊重することとしていること 対象者における独立した検討体制の構築 対象者は、公開買付者から独立した立場で本取引を検討するための体制を対象者の社内に構築したこと。具体的には、対象者は、本取引に関する検討（対象者の株式価値算定の基礎となる事業計画の作成を含む。）のためのプロジェクトチームを設置し、そのメンバーは、全て公開買付者から独立した対象者の役職員のみから構成されるものとし、かかる取扱いを継続したこと 対象者の本取引に係る意思決定における利害関係を有する取締役の排除 対象者の取締役のうち、本取引に関して対象者との間で利益相反関係が存在する取締役（大畑大輔氏及び大畑榮一氏）は、本取引に係る対象者取締役会の審議及び決議には一切参加しておらず、かつ、対象者の立場において、本取引に係る検討並びに公開買付者との協議及び交渉に一切参加していないこと 本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保 公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日に設定しており、公開買付期間を比較的長期に設定することにより、対象者の株主に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、対抗的買収提案者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、これをもって本公開買付価格の適正性を担保することを企図しているとのことであること また、公開買付者及び対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意を行っていないこと その他 なお、上記「（イ）本取引の条件の妥当性（本取引の実施方法や対価の妥当性を含む。）について」記載のとおり、（ ）本公開買付けにおいて、いわゆるマジョリティ・オブ・マイノリティに相当する買付予定数の下限の設定が予定されていないことには、一定の合理的な理由が認められ、当該下限が設定されていないことにより、本取引の公正性が否定されるものではなく、また、（ ）本取引における本スクイズアウト手続に係る手法及び条件は、いわゆる強圧性の問題について少数株主の利益に一定の配慮がなされているといえること （エ）本取引（対象者取締役会における本取引についての決定を含む。）が、対象者の少数株主にとって不利益なものでないかについて （a）答申内容 本取引（対象者取締役会における本取引についての決定、すなわち、対象者取締役会における本公開買付けに賛同意見を表明すること及び対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することについての決定並びに本株式併合を行うことについての決定を含む。）は、上記(ア)乃至(ウ)を踏まえれば、対象者の少数株主にとって不利益なものでないと認められる。 （b）理由 本特別委員会は、上記(ア)乃至(ウ)に記載の答申内容を総合的に考慮して、上記(a)記載の結論に至った。
--	--

(オ) 上記(ア)乃至(エ)を踏まえ、本公開買付けに対象者取締役会が賛同意見を表明すること、及び、対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することの是非について

(a) 答申内容

上記(ア)乃至(エ)を踏まえれば、本公開買付けに対象者取締役会が賛同意見を表明すること、及び、対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することは相当である。

(b) 理由

本特別委員会は、上記(ア)乃至(エ)に記載の答申内容を総合的に考慮して、上記(a)記載の結論に至った。

対象者における独立した検討体制の構築

上記「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、対象者は、公開買付者から独立した立場で、本取引を検討するための体制を対象者の社内に構築したとのことです。具体的には、対象者は、2022年5月11日に本意向表明書を受領した後、本取引に関する検討(対象者の株式価値算定の基礎となる事業計画の作成を含みます。)並びに公開買付者との協議及び交渉を行うプロジェクトチームを設置し、そのメンバーは、全て公開買付者から独立した対象者の役職員のみから構成されるものとし、かかる取扱いを継続しているとのことです。また、かかる取扱いを含めて、対象者の検討体制(本取引の検討、交渉及び判断に関与する対象者の役職員の範囲及びその職務を含みます。)に独立性・公正性の観点から問題がないことについては、本特別委員会の承認を得ているとのことです。

対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見

対象者は、みずほ証券より取得した本株式価値算定書、モリソン・フォースター法律事務所から得た法的助言を踏まえつつ、本答申書の内容を最大限に尊重しながら、本公開買付けを含む本取引の諸条件について慎重に検討したとのことです。

その結果、対象者取締役会は、本取引が対象者グループの企業価値の向上に資するものであると判断するとともに、本公開買付けは合理的な対象者株式の売却の機会を提供するものであると判断し、2022年9月7日開催の対象者取締役会において、審議及び決議に参加した対象者の取締役(大畑大輔氏並びに大畑榮一氏を除く取締役6名)の全員一致で、本公開買付けへ賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議したとのことです。なお、上記取締役会には、対象者の監査役3名全員が出席し、いずれも上記決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べているとのことです。

なお、対象者の代表取締役社長である大畑大輔氏は公開買付者の代表取締役を、対象者の代表取締役会長である大畑榮一氏は公開買付者の取締役をそれぞれ兼任しており、本公開買付け終了後も継続して対象者の経営にあたることを予定していることから、本取引に関して対象者との間で利益相反関係が存在するため、特別利害関係取締役として、上記の対象者取締役会を含む本取引に係る対象者取締役会の審議及び決議には一切参加しておらず、かつ、対象者の立場において、本取引に係る検討並びに公開買付者との協議及び交渉に一切参加していないとのことです。

	本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保 公開買付者は、公開買付期間を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日に設定しております。公開買付期間を比較的長期に設定することにより、対象者の株主の皆様には本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、対象者株式について公開買付者以外の者（以下「対抗的買収提案者」といいます。）にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、これをもって本公開買付価格の適正性を担保することを企図しております。 また、公開買付者及び対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。このように、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。
--	--

（３）【買付予定の株券等の数】

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	3,689,970（株）	1,081,000（株）	-（株）
合計	3,689,970（株）	1,081,000（株）	-（株）

- （注１） 応募株券等の総数が買付予定数の下限（1,081,000株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（1,081,000株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。
- （注２） 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者の株券等の最大数である3,689,970株を記載しております。なお、当該最大数は、対象者第1四半期報告書に記載された2022年6月30日現在の発行済株式総数（9,000,000株）から調整後自己株式数（1,172,826株）、本書提出日現在において公開買付者が所有する対象者株式数（3,076,984株）及び本不応募株式（1,060,220株）を控除した株式数（3,689,970株）です。
- （注３） 単元未満株式も、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って対象者の株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い、公開買付期間中に自己の株式を買取ることがあります。
- （注４） 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

5【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	36,899
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	-
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(2022年9月8日現在)(個)(d)	30,769
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2022年9月8日現在)(個)(g)	25,144
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	-
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	-
対象者の総株主等の議決権の数(2022年3月31日現在)(個)(j)	78,131
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	47.14
買付け等を行った後における株券等所有割合 ($((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i))\times 100)$)(%)	100.00

- (注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(3,689,970株)に係る議決権の数です。
- (注2) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2022年9月8日現在)(個)(g)」及び「gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)」は、各特別関係者(但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。但し、本公開買付けにおいては、特別関係者の所有する株券等(但し、対象者が所有する自己株式及び本不応募株式を除きます。)についても買付け等の対象としているため、「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2022年9月8日現在)(個)(g)」のうち本不応募株式(1,060,220株)に係る議決権の数(10,602個)のみを分子に加算しております。
- (注3) 「対象者の総株主等の議決権の数(2022年3月31日現在)(個)(j)」は、対象者第1四半期報告書に記載された直前の基準日(2022年3月31日)に基づく総株主等の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式も買付け等の対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、対象者第1四半期報告書に記載された2022年6月30日現在の発行済株式総数(9,000,000株)から調整後自己株式数(1,172,826株)を控除した株式数(7,827,174株)に係る議決権の数(78,271個)を分母として計算しております。
- (注4) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

6【株券等の取得に関する許可等】

該当事項はありません。

7【応募及び契約の解除の方法】

(1)【応募の方法】

公開買付代理人

S M B C日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされる方(以下「応募株主等」といいます。)は、公開買付代理人の本店又は国内各営業店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載し、公開買付期間の末日の15時30分までに応募してください(但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認の上、お手続きください。)。

オンライントレード (<https://trade.smbcnikko.co.jp/>) (以下「日興イーजीトレード」といいます。)による応募株主等は、日興イーजीトレードログイン後、画面より「日興イーजीトレード 公開買付け取引規程」を確認の上所要事項を入力し、公開買付け期間の末日の15時30分までに応募してください。なお、日興イーजीトレードによる応募の受付には、応募株主等が公開買付代理人に開設した応募株主等名義の口座(以下「応募株主口座」といいます。)における日興イーजीトレードのご利用申込みが必要です。

株式の応募に際しては、応募株主口座に、応募株券等が記録されている必要があります。

本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等を通じた応募の受付は行われません。

公開買付代理人に口座を開設していない場合には、新規に口座を開設していただく必要があります(注1)。口座を開設される場合には、本人確認書類の提出及び個人番号(マイナンバー)又は法人番号の告知(注2)を行っていただく必要があります。

外国の居住者である株主等(法人株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。)の場合、日本国内の常任代理人(以下「常任代理人」といいます。)を通じて応募してください。また、本人確認書類(注2)をご提出いただく必要があります。なお、日興イーजीトレードにおいては、外国人株主等からの応募の受付を行いません。

日本の居住者である個人株主の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費等との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税(注3)の適用対象となります。

公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された口座に記録されている株券等(対象者の特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社に開設された特別口座に記録されている株券等を含みます。)については、当該応募株券等につき公開買付代理人の応募株主口座への振替手続を行う必要があります。公開買付代理人が、当該応募株券等につき、公開買付代理人の応募株主口座への振替手続が完了して公開買付代理人の応募株主口座に記録されていることを確認してからの受付となります。なお、振替手続には一定の日数を要する場合がありますのでご注意ください。また、一度特別口座から応募株主口座へ振替られた応募株券等については再度特別口座へ記録することはできません。

(注1) 口座開設に際し、個人株主は原則としてご印鑑が不要です。未成年、成年後見人制度をご利用の個人株主や、法人株主等が口座を開設される場合はご印鑑が必要です。また、既に開設されている応募株主口座のご登録内容の変更をされる場合等には、ご印鑑が必要となる場合があります。

(注2) 本人確認書類の提出及び個人番号(マイナンバー)又は法人番号の告知について
公開買付代理人に新規に口座を開設して応募される場合、又は外国人株主等が新規に口座を開設し常任代理人を通じて応募される場合には、次の本人確認書類及び番号確認書類等が必要になります。有効期限の定めのあるものはその期限内のものを、定めのないもの(通知カードは除く。)は6ヶ月以内に作成されたものをご用意ください。本人確認書類及び番号確認書類等の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ねください。

<個人>

A．番号確認書類 (いずれか1点)	個人番号カード(両面)(1)	
	通知カード	
	住民票の写し(個人番号あり)(2)	
B．本人確認書類 (写真あり1点又は写真なし2点)	写真あり	運転免許証(運転経歴証明書)(3)
		在留カード
		特別永住者証明書
		パスポート(4)
		各種福祉手帳
	写真なし	各種健康保険証(3)
		公務員共済組合の組合員証(3)
		国民年金手帳
		印鑑証明書
		住民票の写し(2)

<法人>

A．本人確認書類 (いずれか1点)	履歴事項全部証明書
	現在事項全部証明書
B．番号確認書類 (いずれか1点)	法人番号指定通知書
	法人番号情報(5)
C．口座開設取引担当者(代表者等)個人の本人確認書類 (いずれか1点)	運転免許証(3)
	個人番号カード(表)
	各種健康保険証(3)
	公務員共済組合の組合員証(3)
	パスポート(6)

- (1) 番号確認書類として個人番号カードをご用意いただく場合、別途本人確認書類のご用意は不要です。
- (2) 発行者の印、発行日が記載されているページまで必要となります。
- (3) 裏面に住所が記載されている場合は、裏面まで必要となります。
- (4) 住所、氏名、生年月日の確認ができる各ページが必要となります。なお、2020年2月4日以降発行のパスポートはご住所欄が無いため、ご利用できません。
- (5) 法人番号情報は、国税庁HPの「法人番号公表サイト」より法人番号が表示される画面を印刷してください。
- (6) 2020年2月4日以降発行のパスポートはご住所欄が無いため、別途、現住所が記載されている「本人確認書類1点」又は「納税証明書等の補完書類1点」の写しをご提出いただく必要があります。

<外国人株主等>

常任代理人に係る上記書類に加えて、常任代理人との間の委任契約に係る委任状又は契約書(当該外国人株主等の氏名又は名称、代表者の氏名及び国外の所在地の記載のあるものに限ります。)の写し、並びに常任代理人が金融機関以外の場合には日本国政府が承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの

(注3) 株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について(日本の居住者である個人株主の場合)
個人株主の方につきましては、株式等の譲渡は原則として申告分離課税の適用対象となります。税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家に各自ご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。

契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の15時30分までに、下記に指定する者に本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面(以下「解除書面」といいます。)を交付又は送付してください(但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認の上、お手続きください。)。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間の末日の15時30分までに、下記に指定する者に到達することを条件とします(但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認の上、お手続きください。))。

なお、日興イーजीトレードにおいて応募された契約の解除は、日興イーजीトレードログイン後、画面に記載される方法に従い、公開買付期間の末日の15時30分までに解除手続を行ってください。

解除書面を受領する権限を有する者

S M B C日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号
(その他のS M B C日興証券株式会社国内各営業店)

(3) 【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により本公開買付けに係る契約の解除をした場合には、解除手続終了後速やかに、下記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還します。

(4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

S M B C日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

8 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	9,962,919,000
金銭以外の対価の種類	-
金銭以外の対価の総額	-
買付手数料(円)(b)	40,000,000
その他(円)(c)	3,500,000
合計(円)(a)+(b)+(c)	10,006,419,000

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄は、本公開買付けにおける買付予定数(3,689,970株)に、本公開買付価格(2,700円)を乗じた金額を記載しております。

(注2) 「買付手数料(円)(b)」欄は、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しております。

(注3) 「その他(円)(c)」欄は、本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しております。

(注4) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(注5) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
-	-
計(a)	-

【届出日前の借入金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
1	-	-	-	-
2	-	-	-	-
計				-

ロ【金融機関以外】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
	-	-	-	-
	-	-	-	-
計				-

【届出日以後に借入を予定している資金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
1	-	-	-	-
2	銀行	株式会社静岡銀行 （静岡県静岡市葵区呉服町一丁目10番地）	買付け等に要する資金に充当するための借入れ（注1） (1) タームローンA 貸付期間：7年間（分割弁済） 金利：全銀協日本円T I B O Rに基づく変動金利 担保：対象者株式等 (2) タームローンB 貸付期間：7年間（期限一括弁済） 金利：全銀協日本円T I B O Rに基づく変動金利 担保：対象者株式等	(1) タームローンA 7,756,320 (2) タームローンB 11,634,480
2	銀行	株式会社三菱UFJ銀行 （東京都千代田区丸の内二丁目7番1号）	買付け等に要する資金に充当するための借入れ（注2） (1) タームローンA 貸付期間：7年間（分割弁済） 金利：全銀協日本円T I B O Rに基づく変動金利 担保：対象者株式等 (2) タームローンB 貸付期間：7年間（期限一括弁済） 金利：全銀協日本円T I B O Rに基づく変動金利 担保：対象者株式等	(1) タームローンA 5,170,880 (2) タームローンB 7,756,320
計(b)				32,318,000

（注1） 公開買付者は、上記金額の融資の裏付けとして、静岡銀行から19,390,800千円を上限として融資を行う用意がある旨の融資証明書を2022年9月7日付で取得しております。なお、当該融資の貸付実行の前提条件として、本書の添付書類である融資証明書記載のものが定められる予定です。

- (注2) 公開買付者は、上記金額の融資の裏付けとして、三菱UFJ銀行から12,927,200千円を上限として融資を行う用意がある旨の融資証明書を2022年9月7日付で取得しております。なお、当該融資の貸付実行の前提条件として、本書の添付書類である融資証明書記載のものが定められる予定です。

□【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
-	-	-	-
-	-	-	-
計(c)			-

【その他資金調達方法】

内容	金額(千円)
-	-
計(d)	-

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

32,318,000千円 ((a) + (b) + (c) + (d))

(3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10 【決済の方法】

(1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

(2) 【決済の開始日】

2022年10月31日(月曜日)

(3) 【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。なお、日興イーजीトレードからの応募については、電磁的方法により交付します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

(4) 【株券等の返還方法】

後記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、公開買付代理人は、返還することが必要な株券等を、公開買付期間の末日の翌々営業日(本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)に、公開買付代理人の応募株主口座上で、応募が行われた時の状態(応募が行われた時の状態とは、本公開買付けへの応募注文の執行が解除された状態を意味します。)に戻します。

1 1 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数の下限(1,081,000株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限(1,081,000株)以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びヌ、並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実」に準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者が当該虚偽記載等があることを知らず、かつ、相当の注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合、及び対象者の重要な子会社に同号イからトまでに掲げる事実が発生した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、対象者が公開買付期間中に令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、上記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は当該解除の申出に係る手続終了後速やかに上記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更等の内容につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合(但し、法第27条の8第11項但書に規定する場合を除きます。)は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(8) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けいたしません。

本公開買付けに応募する方（外国人株主等の場合はその常任代理人）はそれぞれ、以下の表明・保証を行うことを要求されます。

応募者が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、応募者が本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付けに関する書類を、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名乃至交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

第2【公開買付者の状況】

1【会社の場合】

(1)【会社の概要】

【会社の沿革】

年月	事項
2011年2月	商号を株式会社O Eホールディングス、本店所在地を静岡県静岡市清水区三保387番地7、資本金を1,000,000円とする株式会社として設立
2016年2月	資本金を1,121,712,800円に増資
2016年12月	資本金を100,000,000円に減資

【会社の目的及び事業の内容】

会社の目的

1. 有価証券の保有、運用、管理、投資及び売買
2. 前号に附帯する一切の業務

事業の内容

公開買付者は、対象者の株式等の有価証券の保有を主たる事業としています。

【資本金の額及び発行済株式の総数】

2022年9月8日現在

資本金の額（円）	発行済株式の総数（株）
100,000,000	619

【大株主】

2022年9月8日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 （株）	発行済株式（自己 株式を除く。）の 総数に対する所有 株式数の割合 （％）
株式会社相模鋼材商会	静岡県静岡市清水区三保387番地7	402	64.94
大栄総合開発株式会社	静岡県静岡市清水区押切811番地	217	35.06
計	-	619	100.00

【役員の職歴及び所有株式の数】

2022年9月8日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴		所有株式数 (株)
代表取締役	-	大畑 大輔	1982年2月3日生	2004年4月 2007年6月 2011年6月 2013年6月 2014年6月 2015年6月 2017年2月 2019年3月	対象者入社 対象者取締役就任 対象者事業本部長補佐兼営業統括部長 対象者専務取締役就任 対象者代表取締役副社長就任 対象者事業本部長兼営業統括部長 対象者代表取締役社長就任(現任) 対象者事業本部長(現任) 公開買付者取締役就任 公開買付者代表取締役就任(現任) 相模鋼材商会代表取締役就任(現任)	-
取締役	-	大畑 榮一	1929年11月15日生	1952年2月 1960年10月 1973年5月 1973年12月 1974年4月 2001年2月 2006年6月 2007年5月 2008年8月 2010年9月 2011年2月 2015年6月	大畑保商店入社 対象者設立取締役 対象者代表取締役専務就任 相模鋼材商会代表取締役就任 対象者代表取締役社長就任 (株)浜松アイ・テック代表取締役会長就任(現任) 中央ロジテック(株)取締役就任(現任) 静清鋼業(株)代表取締役会長就任(現任) 大川スチール(株)代表取締役会長就任(現任) (株)オーエテック代表取締役会長就任(現任) 公開買付者設立代表取締役就任 対象者代表取締役会長就任(現任)	-
計						-

(2) 【経理の状況】

1. 財務諸表の作成方法について

公開買付者の第11期事業年度(2021年1月1日から2021年12月31日)の財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。その後の改正を含みます。)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

公開買付者の財務諸表は監査法人又は公認会計士の監査を受けておりません。

【貸借対照表】

(単位：千円)

第11期事業年度 (2021年12月31日)	
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	72,669
短期貸付金	1,720,509
未収還付法人税等	16,494
未収入金	28,565
流動資産合計	1,838,237
固定資産	
投資その他の資産	
投資有価証券	45,000
関係会社株式	2,572,359
固定資産合計	2,617,359
資産合計	4,455,595
負債の部	
流動負債	
未払金	404
預り金	521
未払法人税等	489
流動負債合計	1,414
負債合計	1,414
純資産の部	
株主資本	
資本金	100,000
資本剰余金	
資本準備金	25,000
その他資本剰余金	3,293,369
資本剰余金合計	3,318,369
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	1,035,813
利益剰余金合計	1,035,813
株主資本合計	4,454,182
純資産合計	4,454,182
負債純資産合計	4,455,595

【損益計算書】

(単位：千円)

第11期事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	
売上高	-
売上原価	-
売上総利益	-
販売費及び一般管理費	
給料及び手当	13,920
事務費	28
支払手数料	24
寄付金	31,975
販売費及び一般管理費	45,947
営業損失()	45,947
営業外収益	
受取配当金	107,694
受取利息	17,201
営業外収益合計	124,896
営業外費用	-
営業外費用合計	-
経常利益	78,949
特別利益	-
特別利益合計	
特別損失	-
特別損失合計	-
税引前当期純利益	78,949
法人税、住民税及び事業税	977
当期純利益	77,972

【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

第11期事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	
株主資本	
資本金	
当期首残高	100,000
当期変動額	-
当期末残高	100,000
資本剰余金	
当期首残高	3,318,369
当期変動額	-
当期末残高	3,318,369
利益剰余金	
当期首残高	957,841
当期変動額	
当期純利益	77,972
当期変動額合計	77,972
当期末残高	1,035,813
株主資本合計	
当期首残高	4,376,210
当期変動額	
当期純利益	77,972
当期変動額合計	77,972
当期末残高	4,454,182
純資産合計	
当期首残高	4,376,210
当期変動額	
当期純利益	77,972
当期変動額合計	77,972
当期末残高	4,454,182

【注記事項】

(重要な会計方針)

該当事項はありません。

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

【公開買付者が提出した書類】

イ【有価証券報告書及びその添付書類】

ロ【四半期報告書又は半期報告書】

ハ【訂正報告書】

【上記書類を縦覧に供している場所】

2 【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3 【個人の場合】

該当事項はありません。

第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1【株券等の所有状況】

(1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

2022年9月8日現在

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	55,913 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合計	55,913	-	-
所有株券等の合計数	55,913	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	(-)	(-)

(注1) 上記「所有する株券等の数」には、譲渡制限付株式報酬として付与された対象者株式78,700株に係る議決権の数787個が含まれております。

(注2) 特別関係者である対象者は、2022年6月30日現在、対象者株式1,185,726株を所有しておりますが、全て自己株式であるため議決権はありません。

(2)【公開買付者による株券等の所有状況】

2022年9月8日現在

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	30,769 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合計	30,769	-	-
所有株券等の合計数	30,769	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	(-)	(-)

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）】

2022年9月8日現在

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	25,144 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合計	25,144	-	-
所有株券等の合計数	25,144	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	(-)	(-)

(注 1) 上記「所有する株券等の数」には、譲渡制限付株式報酬として付与された対象者株式78,700株に係る議決権の数787個が含まれております。

(注 2) 特別関係者である対象者は、2022年6月30日現在、対象者株式1,185,726株を所有しておりますが、全て自己株式であるため議決権はありません。

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】

【特別関係者】

2022年9月8日現在

氏名又は名称	大畑 大輔
住所又は所在地	静岡県静岡市清水区三保387番地7 (公開買付者所在地)
職業又は事業の内容	公開買付者 代表取締役 対象者 代表取締役社長 株式会社相模鋼材商会 代表取締役
連絡先	連絡者 西村あさひ法律事務所 弁護士 石崎 泰哲 / 同 西原 彰美 / 同 玉虫 香里 連絡場所 東京都千代田区大手町一丁目1番2号 大手門タワー 電話番号 03-6250-6200 (代表)
公開買付者との関係	公開買付者の役員 公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員 公開買付者に対して特別資本関係を有する法人の役員

2022年9月8日現在

氏名又は名称	大畑 榮一
住所又は所在地	静岡県静岡市清水区三保387番地7（公開買付者所在地）
職業又は事業の内容	公開買付者 取締役 対象者 代表取締役会長 株式会社浜松アイ・テック 代表取締役会長 中央ロジテック株式会社 取締役 静清鋼業株式会社 代表取締役会長 大川スチール株式会社 代表取締役会長 株式会社オーエーテック 代表取締役会長 株式会社相模鋼材商会 取締役
連絡先	連絡者 西村あさひ法律事務所 弁護士 石崎 泰哲 / 同 西原 彰美 / 同 玉虫 香里 連絡場所 東京都千代田区大手町一丁目1番2号 大手門タワー 電話番号 03-6250-6200（代表）
公開買付者との関係	公開買付者の役員 公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員 公開買付者に対して特別資本関係を有する法人の役員

2022年9月8日現在

氏名又は名称	株式会社アイ・テック
住所又は所在地	静岡県静岡市清水区三保387番地7
職業又は事業の内容	(1) 一般鋼材、鋼板、鋼管、特殊鋼、磨シャフト、軽量形鋼、溶接棒、鉄鋼二次製品の加工及び販売 (2) 巻取鋼板の矯正切断 (3) 軽量形鋼及びデッキプレートの製造 (4) 鉄骨建築請負及び鉄骨橋梁の建設 (5) 建築物の設計及び工事管理 (6) 土木・建築工事業 (7) 金属加工機械及び産業用機械の製作 (8) 製鉄原料の販売 (9) 倉庫業 (10) 鋼材及び鉄鋼製品の輸出入業務 (11) 不動産の売買 (12) 土木・建築資材の賃貸業 (13) 前各号に付帯する一切の業務
連絡先	連絡者 株式会社アイ・テック 経理部長 香野 康行 連絡場所 静岡県静岡市清水区三保387番地7 電話番号 054-337-2001
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人

2022年9月8日現在

氏名又は名称	原口 桂
住所又は所在地	静岡県静岡市清水区三保387番地7（公開買付者所在地）
職業又は事業の内容	株式会社相模鋼材商会 取締役 大栄総合開発株式会社 取締役
連絡先	連絡者 西村あさひ法律事務所 弁護士 石崎 泰哲 / 同 西原 彰美 / 同 玉虫 香里 連絡場所 東京都千代田区大手町一丁目1番2号 大手門タワー 電話番号 03-6250-6200（代表）
公開買付者との関係	公開買付者に対して特別資本関係を有する法人の役員

2022年9月8日現在

氏名又は名称	山下 仁美
住所又は所在地	静岡県静岡市清水区三保387番地7（公開買付者所在地）
職業又は事業の内容	株式会社相模鋼材商会 監査役 大栄総合開発株式会社 代表取締役
連絡先	連絡者 西村あさひ法律事務所 弁護士 石崎 泰哲 / 同 西原 彰美 / 同 玉虫 香里 連絡場所 東京都千代田区大手町一丁目1番2号 大手門タワー 電話番号 03-6250-6200（代表）
公開買付者との関係	公開買付者に対して特別資本関係を有する法人の役員

2022年9月8日現在

氏名又は名称	伏見 好史
住所又は所在地	静岡県静岡市清水区三保387番地7（対象者所在地）
職業又は事業の内容	対象者 常務取締役
連絡先	連絡者 株式会社アイ・テック 経理部長 香野 康行 連絡場所 静岡県静岡市清水区三保387番地7 電話番号 054-337-2001
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

2022年9月8日現在

氏名又は名称	円谷 哲
住所又は所在地	静岡県静岡市清水区三保387番地7（対象者所在地）
職業又は事業の内容	対象者 常務取締役
連絡先	連絡者 株式会社アイ・テック 経理部長 香野 康行 連絡場所 静岡県静岡市清水区三保387番地7 電話番号 054-337-2001
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

2022年9月8日現在

氏名又は名称	志村 太一
住所又は所在地	静岡県静岡市清水区三保387番地7（対象者所在地）
職業又は事業の内容	対象者 取締役
連絡先	連絡者 株式会社アイ・テック 経理部長 香野 康行 連絡場所 静岡県静岡市清水区三保387番地7 電話番号 054-337-2001
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

【所有株券等の数】

大畑 大輔

2022年9月8日現在

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	10,602（個）	-（個）	-（個）
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券（ ）	-	-	-
株券等預託証券（ ）	-	-	-
合計	10,602	-	-
所有株券等の合計数	10,602	-	-
（所有潜在株券等の合計数）	（ - ）	（ - ）	（ - ）

（注） 上記「所有する株券等の数」には、譲渡制限付株式報酬として付与された対象者株式58,100株に係る議決権の数581個が含まれております。

大畑 榮一

2022年9月8日現在

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	3,555（個）	-（個）	-（個）
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券（ ）	-	-	-
株券等預託証券（ ）	-	-	-
合計	3,555	-	-
所有株券等の合計数	3,555	-	-
（所有潜在株券等の合計数）	（ - ）	（ - ）	（ - ）

株式会社アイ・テック

2022年9月8日現在

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	- (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合計	-	-	-
所有株券等の合計数	-	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	(-)	(-)

(注) 特別関係者である対象者は、2022年6月30日現在、対象者株式1,185,726株を所有しておりますが、全て自己株式であるため議決権はありません。

原口 桂

2022年9月8日現在

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	5,283 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合計	5,283	-	-
所有株券等の合計数	5,283	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	(-)	(-)

山下 仁美

2022年9月8日現在

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	5,121 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合計	5,121	-	-
所有株券等の合計数	5,121	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	(-)	(-)

伏見 好史

2022年9月8日現在

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	255 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合計	255	-	-
所有株券等の合計数	255	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	(-)	(-)

(注 1) 上記「所有する株券等の数」には、譲渡制限付株式報酬として付与された対象者株式9,200株に係る議決権の数92個が含まれております。

(注 2) 上記「所有する株券等の数」には、対象者の役員持株会を通じた持分として間接的に所有する対象者株式703株(小数点以下を切り捨て)に係る議決権の数7個を含みます。

円谷 哲

2022年9月8日現在

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	166 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合計	166	-	-
所有株券等の合計数	166	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	(-)	(-)

(注 1) 上記「所有する株券等の数」には、譲渡制限付株式報酬として付与された対象者株式5,400株に係る議決権の数54個が含まれております。

(注 2) 上記「所有する株券等の数」には、対象者の役員持株会を通じた持分として間接的に所有する対象者株式204株(小数点以下を切り捨て)に係る議決権の数2個を含みます。

志村 太一

2022年9月8日現在

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	162 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合計	162	-	-
所有株券等の合計数	162	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	(-)	(-)

(注1) 上記「所有する株券等の数」には、譲渡制限付株式報酬として付与された対象者株式6,000株に係る議決権の数60個が含まれております。

(注2) 上記「所有する株券等の数」には、対象者の役員持株会を通じた持分として間接的に所有する対象者株式729株(小数点以下を切り捨て)に係る議決権の数7個を含みます。

2【株券等の取引状況】

(1)【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

3【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、公開買付者は、2022年9月6日付で、原口桂氏との間で、原口桂氏が所有する対象者株式の全て(所有株式数: 528,396株、所有割合: 6.75%)を本公開買付けに応募すること、山下仁美氏との間で、山下仁美氏が所有する対象者株式の全て(所有株式数: 512,144株、所有割合: 6.54%)を本公開買付けに応募すること、をそれぞれ合意しております。

上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、公開買付者は、大畑大輔氏との間で、2022年9月6日付で、本不応募株式(1,060,220株、所有割合: 13.55%)については本公開買付けに応募しないことを口頭により合意しております。

4【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

第4【公開買付者と対象者との取引等】

1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

該当事項はありません。

2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

(1) 本公開買付けへの賛同

対象者プレスリリースによれば、対象者は2022年9月7日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨することを決議をしたとのことです。詳細については、対象者プレスリリース及び上記「第1 公開買付要項」の「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

(2) 公開買付者と対象者の役員との間の合意の有無及び内容

上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、公開買付者は、大畑大輔氏との間で、2022年9月6日付で、本不応募株式(1,060,220株、所有割合:13.55%)については本公開買付けに応募しないことを口頭により合意しております。

(3) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」をご参照ください。

(4) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

上記「第1 公開買付要項」の「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」をご参照ください。

第5【対象者の状況】

1【最近3年間の損益状況等】

(1)【損益の状況】

決算年月	-	-	-
売上高	-	-	-
売上原価	-	-	-
販売費及び一般管理費	-	-	-
営業外収益	-	-	-
営業外費用	-	-	-
当期純利益（当期純損失）	-	-	-

(2)【1株当たりの状況】

決算年月	-	-	-
1株当たり当期純損益	-	-	-
1株当たり配当額	-	-	-
1株当たり純資産額	-	-	-

2【株価の状況】

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	東京証券取引所スタンダード市場						
月別	2022年3月	2022年4月	2022年5月	2022年6月	2022年7月	2022年8月	2022年9月
最高株価（円）	1,686	1,578	1,577	1,572	1,559	1,635	1,621
最低株価（円）	1,440	1,498	1,423	1,431	1,470	1,505	1,562

（注1） 2022年4月4日付の東京証券取引所の市場区分の再編により、2022年4月1日までは東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）市場における株価となります。

（注2） 2022年9月については、9月7日までの株価です。

3【株主の状況】

(1)【所有者別の状況】

年 月 日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数　株）								単元未満株式の状況 （株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
所有株式数 （単位）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
所有株式数の割合（％）	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

【大株主】

年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己 株式を除く。) の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
計	-	-	-

【役員】

年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己 株式を除く。) の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
計	-	-	-	-

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第62期 (自 2020年 4 月 1 日 至 2021年 3 月31日) 2021年 6 月29日 東海財務局長に提出
事業年度 第63期 (自 2021年 4 月 1 日 至 2022年 3 月31日) 2022年 6 月29日 東海財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第64期第 1 四半期 (自 2022年 4 月 1 日 至 2022年 6 月30日) 2022年 8 月12日 東海財務局長に提出

【臨時報告書】

該当事項はありません。

【訂正報告書】

訂正報告書 (上記 に記載の第62期有価証券報告書の訂正報告書) を2021年 9 月14日に東海財務局長に提出

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社アイ・テック
(静岡県静岡市清水区三保387番地 7)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

5 【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】

該当事項はありません。

6 【その他】

(1) 「2023年3月期配当予想の修正（無配）に関するお知らせ」の公表

対象者は、2022年9月7日開催の対象者取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、対象者が2022年8月10日付で公表した2023年3月期の配当予想を修正し、2023年3月期の中間配当及び期末配当を行わないことを決議したとのことです。詳細については、2022年9月7日付で対象者が公表した「2023年3月期配当予想の修正（無配）に関するお知らせ」をご参照ください。

(2) 「譲渡制限付株式報酬制度の廃止、役員退職慰労金制度の導入及び自己株式の無償取得に関するお知らせ」の公表

対象者は、2022年9月7日開催の対象者取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、譲渡制限付株式報酬制度の廃止、役員退職慰労金制度の導入及び自己株式の無償取得を行うことを決議したとのことです。詳細については、2022年9月7日付で対象者が公表した「譲渡制限付株式報酬制度の廃止、役員退職慰労金制度の導入及び自己株式の無償取得に関するお知らせ」の公表をご参照ください。